

平成 27 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果  
(案)

平成 28 年 3 月 29 日

行政改革推進会議

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものと考えられる。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）では、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとした。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今回、各府省庁において、平成 27 年度調達改善計画の上半期自己評価が実施され、その結果が公表されたことを受け、行政改革推進会議では、調達改善等に関して具体的かつ個別的な調査審議等を行うために立ち上げた歳出改革ワーキンググループの

- ・秋池 玲子 委員
- ・有川 博 委員
- ・石堂 正信 委員
- ・小幡 純子 委員
- ・野本 満雄 委員

に参画いただき、各府省庁の自己評価結果の点検作業を実施した（その主な御意見については別添参照）。

## 1 はじめに

近年の国の契約金額は8兆円前後で推移しているが、財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠な状況となっている。

このような状況にある中、各府省庁は、自律的に調達改善の取組を継続しているが、なお各府省庁間で取組にばらつきが見られたことから、行政改革推進会議は、政府全体としての調達の水準を向上させるため、平成27年1月26日、調達改善の取組指針<sup>1</sup>（以下「指針」という。）を発出した。指針は、各府省庁の取組を底上げして更に高次の段階に高めるとともに、各府省庁の取組に対する行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の支援の役割を強化し、もって、政府全体としての調達水準の向上を実現することを目的とするものであり、平成27年度から施行された。

今般の点検は、指針施行後最初の点検であり、以下のとおり、平成27年度上半期における各府省庁の取組及びこれに対する事務局の支援・関与は、指針を軸としたものとなっている。

参考：国の契約金額の推移

（単位：兆円）

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.2	8.3

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

（国の調達に係る契約金額、契約種別の全体像等について参考1～3参照）

## 2 平成27年度上半期における調達改善の取組の実施状況

各府省庁は、引き続き、調達改善の主要な取組分野（随意契約、一者応札、汎用的な物品役務）を中心とした取組を実施しているが、平成27年度上半期では、特に、指針を踏まえて新たに開始した取組が複数見られる（各府省庁における平成27年度調達改善計画記載の取組内容については参考4参照）。

また、地方支分部局等においても意欲的な取組が行われている（後記（5）参照。）。

<sup>1</sup> 行政改革推進会議「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日）。指針では、各府省庁が段階を踏んでレベルアップできるように、種々の調達改善の取組を「標準的な取組」、「発展的な取組」及び「効果的な取組」の3段階に区分し、段階ごとに取組例と留意点を記載して整理している。

なお、各府省庁の主な調達改善の取組については、[参考5](#)に掲げている。

## (1) 随意契約の見直し

### ア 適正な契約方式の適用

随意契約は、競争入札に付されない点で例外的な契約方式とされており、その適用範囲は法令等により厳格に制限されている。調達に適正な契約方式を適用することは、法令遵守の観点から重要であるのみならず、とりわけ、競争性のない随意契約<sup>2</sup>が安易に締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念がある。

このため、各府省庁は、従来から、競争性のない随意契約について、過剰な参入障壁をなくす観点から仕様を見直すなどして競争性のある契約方式への移行の可否を検討する取組や、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達案件であってもその理由を審査した上で明示する取組などを継続している。

こうした取組により、国の契約に占める競争性のない随意契約の割合は、次表のとおり、平成18年度以降低下しており、近年では15%から16%程度で推移している。各府省庁は、各案件の調達の特性を踏まえ、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件であるか否かの審査を厳格に行う必要がある。

国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

### イ 有利な価格での調達

有利な価格で調達することは、国の契約において常に留意されるべき原則である。このため、指針も、適切な予定価格の設定に向けた情報収集、過剰な高品質の要求を見直す観点からの仕様の見直し及び価格交渉の取

<sup>2</sup> 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの

②公募を実施したもの

③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの

④少額随意契約

組に言及している。

(ア) 適切な予定価格の設定に向けた情報収集

各府省庁は、従来から、複数者からの見積書の徴取、インターネットを活用した価格調査、過去の類似案件との比較及び CIO 補佐官の助言等の方法を通じて、適切な予定価格の設定に向けた情報を収集している。また、財務省においては、情報システムの調達について、予定価格積算の参考資料として徴求する参考見積書の妥当性評価を開始した。

平成 27 年度上半期では、警察庁が、こうした情報を活かすべく、予定価格の設定に関するマニュアルを整備している。

(イ) 過剰な高品質の要求を見直す観点からの仕様の見直し

各府省庁は、情報システムの調達における仕様については、ニーズに比して過剰な高品質を要求する仕様とならないよう CIO 補佐官の助言を得て作成している。

平成 27 年度上半期では、公正取引委員会が、印刷機器の調達に当たって仕様を必要最小限度の機能に絞ったことにより、低価格での調達を実現している。

(ウ) 価格交渉

近年では、競争性のない随意契約であってもコスト削減効果を生み出せる手法として、価格交渉の取組を実施する府省庁が増加している。

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府（以下、「内閣官房等」という。）は、従来から、「価格交渉シート」の作成及び「価格交渉事例集」による情報の共有、外部専門家の活用及び研修の実施など、価格交渉に関する先駆的な取組を実施しており、これらの取組は引き続き実施されている。

平成 27 年度上半期では、経済産業省が、調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストを作成するとともに、外部アドバイザーによる評価や、価格検証結果及びベストプラクティスの組織的な共有を行う取組を開始している。他にも、文部科学省、警察庁及び公正取引委員会が、新たに価格交渉を実施している。

なお、価格交渉に当たっては、経済産業省の取組のように、価格交渉の前提として、見積根拠の精査やコスト情報の収集等を通じて見積価格の裏付けを取ることが重要であり、マニュアルの作成等によりそのノウハウを共有することが必要である。また、手続の公正性の確保の観

点から、価格交渉手続のルール化を進めることが適当である。

#### ウ 少額随意契約

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるかとされているものであり、この中には、競争性を確保することが可能な案件も含まれ得る。このため、少額随意契約の要件を満たす案件であっても、事務手続の効率性の観点に留意しつつ、可能な限り競争性の確保に努めることが望ましい。指針も、以下の取組を「発展的な取組」として挙げている。

##### (ア) 少額随意契約の要件を満たす案件について一般競争入札の実施に努める取組

この取組は、従来から複数の府省庁で実施されているが、平成 27 年度上半期では、新たに農林水産省及び環境省がこの取組を開始している。

##### (イ) 少額随意契約とする場合であってもオープンカウンター方式<sup>3</sup>を実施することにより競争性を確保する取組

この取組も、従来から複数の府省庁で実施されている。内閣官房等では、ホームページ上での案件公示も実施しており、平成 27 年度上半期では、オープンカウンター方式を実施した 31 件中 20 件が 5 者以上、うち 10 件が 10 者以上の見積書の提出があった。また、経済産業省は、会計課におけるカウンターの設置に加えて、新たにホームページ上での案件公示を開始している。

#### (2) 一者応札の改善

##### ア 国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合の推移

一般競争入札においても、参加者が一者しかないものは、競争が働かないことによる価格の高止まりが懸念されることから、従来から、各府省庁においてその改善が取り組まれてきた。国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合の推移は、次表のとおり、14%から 17%の範囲で推移している。以下のイやウに記載されている取組は進められているものの、必ずしも一者応札の割合は減少していない。一者応札の改善に当たっては、その事案に遡っての分析・検討が必要と考えられる。

<sup>3</sup> 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
14	15	14	14	13	14	16	17

出典：公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

#### イ 各府省庁の取組

こうした中、各府省庁は、従来から、入札不参加者へのアンケート調査やヒアリング等を通じた一者応札の原因分析、競争参加資格の見直しや、過剰な参入障壁をなくす観点からの仕様の見直し、公告期間の延長及びメールマガジンの活用等を通じた競争参加者増加のための取組を継続している。

平成27年度上半期では、経済産業省が、一者応札改善事例の組織的な共有を図る取組として、一者応札改善に係るセルフチェックリスト等をデータベース化するとともに、ベストプラクティス案件を選定・共有する取組を開始し、法務省は、一者応札となった情報システム案件について、その原因分析に当たりCIO補佐官の知見を活用する取組を開始している。

さらに、平成27年度上半期では、後記ウの取組を実施又は検討する府省庁が増加した。

#### ウ 随意契約として価格交渉を行う取組

一者応札となる案件の中には、形式的に一般競争入札を続けるよりも、随意契約とすることにより価格交渉の余地を確保する方が合理的と考えられる件が含まれている可能性がある。そこで、指針は、「効果的な取組」として、慎重な検討を踏まえて公募等の手続を実施し、その結果、特定の者だけが履行し得ることが確認された場合には随意契約とすることとし、価格の見積根拠等の精査を通じて価格交渉を行うという取組を挙げている。

平成27年度上半期では、従来からこの取組を実施していた内閣官房等及び経済産業省並びに金融庁に加えて、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省がこの取組を実施又は検討している。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則である。この取組は、一者応札を解消する取組を尽くしていることを前提に、会計法令等の適用要件を踏まえ、真に競争性のない随意契約によらざるを得ないと判

断される案件のみを対象として行われなければならない。また、いったん随意契約とした案件については、その適切性を不断に見直すことが必要である。

この点、経済産業省では、この取組を実施するか否かに関する事前検証に加えて、平成 27 年度上半期からは調達価格の妥当性に関する事後検証も実施している。

### (3) 汎用的な物品・役務の調達

#### ア 共同調達・一括調達

汎用的な物品・役務の調達については、平成 23 年度以降、霞が関周辺に所在する全府省庁を地理的観点から 6 つのグループに区分し、グループ単位での府省横断的な調達が実施されているほか、同一府省庁に属する複数の機関が一括して調達する取組も実施されている。共同調達は、スケールメリットや調達手続の一部省力化の観点から有効であり、指針も、共同調達の対象品目の拡大等の取組を挙げている。

平成 27 年度上半期では、新たに、公用車のガソリン調達について、財務省、経済産業省、農林水産省及び外務省のグループと、警察庁、国土交通省及び総務省のグループにおいて、共同調達が開始された。また、地方支分部局等においても、特に北陸地区において、共同調達の取組が進展している（後記（5）参照）。

#### イ 共同調達・一括調達以外の取組

各府省庁では、共同調達の取組のほかに、コピー用紙の白黒両面印刷の徹底、発注単位の集約化、納入場所の削減、調達数量・種類の見直し、定期刊行物の数量の見直し、消耗品の集中管理による在庫管理の適正化又はインターネット取引の導入等、経費節減に向けた取組が実施されている。

例えば、法務省では、従来からプリンタ等の機器においてリサイクルトナーを積極的に導入している。平成 27 年度上半期では、導入するリサイクルトナーの種類が拡大され、トナー 1 本あたり平均約 2 万 2,000 円を削減（86.0%削減）した。



#### (4) その他の調達改善の取組

##### ア 総合評価落札方式<sup>4</sup>、企画競争<sup>5</sup>

総合評価落札方式は、公共工事、情報システム及び調査・研究等の分野で活用されている。内閣官房等では、競争性を高めるため、引き続き、過去の受注実績や経験等を過度に評価しないようにする取組や、価格による競争性を向上させる観点から価格点の割合を高く設定する取組などを実施している。また、国土交通省では、引き続き、公共工事の発注案件を、施工能力のみを簡易な手続で評価する施工能力評価型と、施工能力に加えて技術提案を求めて評価する技術提案評価型に区分しており、競争参加者の事務負担に配慮した取組を実施している。

企画競争については、各府省庁は、引き続き、契約方式の適正性を確認する取組、利害関係のない第三者による審査に基づき事業者を選定する取組又は契約締結時に価格の適正性を確認する取組などを実施している。

総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たっては、手続の透明性を確保することが重要である。文部科学省では、内部監査組織において、評価基準、評価点の配分方法等の客観性及び妥当性について事前審査を実施するとともに、外部有識者による事後検証を実施しており、事後検証の結果、透明性確保の観点からマニュアルを改正することとし、評価項目、評価基準等の見直しを検討している。

##### イ 国庫債務負担行為<sup>6</sup>

契約の内容に応じ、適正な契約時期、契約期間となるよう見直した結果、単年度契約から国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながる場合がある。複数の府省庁においては、リース品の調達等で活用されている。

防衛省では、固定翼哨戒機(P-1)20機について、長期契約の締結手続が進められている。

##### ウ クレジットカード決済

クレジットカード決済は、支払事務の簡素化を図るため、従来から水道料金等を対象に活用されてきたが、内閣官房等では、新たに学会参加費を

<sup>4</sup> 「総合評価落札方式」とは、一般競争入札における契約の相手方の選定方法の1つであり、価格以外の要素（品質、技術力等）も含めて総合的に評価した上で選定する方法をいう。

<sup>5</sup> 「企画競争」とは、随意契約における契約の相手方の選定方法の1つであり、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

<sup>6</sup> 「国庫債務負担行為」とは、国会の議決を経て、当該会計年度以降（原則5箇年度以内）にも効力が継続する債務を負担する行為であり（財政法第15条）、予算の単年度主義の例外として位置付けられている。

クレジットカード決済導入に向けてカード会社と契約を締結するなど、その準備を進めている。

また、この取組の一環として、少額な調達においてインターネット取引を活用する取組を実施する府省庁が増加している。平成 27 年度上半期では、この取組を従来から実施していた経済産業省及び財務省に加えて、新たに、総務省、文部科学省、農林水産省及び警察庁が、その実施、試行又は準備を行っている。

なお、クレジットカード決済については、従来、公募等により年度ごとに選定されるカード会社の変更に伴ってカード番号も変更されてしまうという問題があったが、この点について事務局が会計制度上の整理を行い、各府省庁に対し、複数年度にわたりカード番号を維持する運用が可能である旨を通知した。その結果、一部府省庁では、平成 27 年度上半期からこの通知に沿った運用が開始された。

## エ 人材育成

各府省庁は、引き続き、調達事務に係る研修や適切な人事評価を通じた人材育成に努めており、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用した効果的な情報共有を実施している府省庁もある。また、財務省では、地方支分部局から派遣される会計職員を対象とした育成制度が存在するが、新たに、当該制度を経験した職員から本省職員への相談体制を構築するなど、制度の実施効果を向上させるための取組を開始した。

人材育成の観点からの研修の実施・参加に当たっては、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の解消のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修など、より実践的で多様な内容の研修の実施・参加を検討することが重要である。

### (5) 地方支分部局等における取組

調達改善の取組は地方支分部局等においても実施されているが、特に、北陸財務局では、調達情報のメール配信、他府省庁の地方支分部局等との共同調達及び他の財務局との一括調達などの取組が行われている(参考 6・7)。

中でも、共同調達は、平成 24 年度に北陸財務局が検討を開始し、平成 26 年度に 4 省 5 官署による共同調達として実現したものである。その後も北陸財務局が中心となって検討を進めた結果、平成 27 年度契約では、参加官署は 5 省 6 官署に拡大し、さらに、特定の調達物品については、関東財務局

を除く全国の財務局の調達分が北陸地区における共同調達に集約された。また、平成 27 年度契約では、取りまとめの事務負担の公平を図るため、共同調達の幹事官署の偏りを是正するための調整が行われた。

北陸財務局では、平成 28 年度契約に向けて、共同調達推進連絡会を主催するなどして、調達規模の更なる拡大と事務負担の公平化を進めているほか、共同調達の拡大が中小企業者の受注機会に及ぼす影響を検討するため、中小企業者へのアンケート調査を実施するなどの取組を行っている。

### 3 平成 27 年度上半期自己評価の実施状況

各府省庁は、期中に実施した取組について、所定の様式に従って、「取組の効果」、「目標の達成（進捗）状況」、「明らかとなった課題」、「今後の対応」をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で公表することになっている。

なお、自己評価の方法については、平成 27 年度上半期から、本府省・地方別に実施することとした。また、平成 26 年度点検結果における指摘<sup>7</sup>を踏まえ、現在、事務局において、新たな自己評価方法の検討を進めている。

#### （1）「取組の効果」

自己評価を効果的に実施するためには、定量的な自己評価の実施に努める必要があるが、複数の府省庁が、随意契約から一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行件数や、一者応札の改善件数などによる自己評価のほか、削減額による自己評価も実施している（参考 8）。

#### （2）「目標の進捗状況」

平成 27 年度上半期における各府省庁の取組は、概ね調達改善計画に沿って進められており、各府省庁の各種取組のうち 8 割の取組について、進捗状況が「A」と評価されていた。その中には、自発的に計画記載の実施時期を前倒しした例や、計画に記載していなかった高度な取組を率先して実施した例も見られた。

<sup>7</sup>「取組の効果の有無にかかわらず、取組が実施されていれば「A」という評価を付けているものが見受けられたため、今後の運用において、効果発現を考慮した評価となるよう、改善を図る必要がある。また、安易な目標を達成することよりも、困難な課題に挑戦する姿勢を奨励するという方針を明確に示す意味で、設定目標の難易度を考慮した評価となるよう改良することも課題として検討していく必要がある。」（行政改革推進会議「平成 26 年度調達改善の取組に関する点検結果」（平成 27 年 8 月 10 日）10 頁）

例えば、文部科学省は、一定の事務手続のアウトソーシングに係る取組について、計画上是平成 27 年度下半期実施予定だったものを前倒しして上半期に実施したほか、共同調達についても、計画に記載のない品目を新たに対象とした。また、警察庁は、価格交渉、少額な調達におけるインターネット取引の活用及び予定価格の作成に関するマニュアル整備の各取組について、いずれも計画には記載していなかったが、平成 27 年度上半期から新たに実施している。

### (3) 「明らかとなった課題」、「今後の対応」

各府省庁は、取組を実施する中で明らかとなった課題を分析・評価し、その結果を、その後の取組や次年度計画に反映させることになっている。

平成 27 年度上半期の取組の課題として挙げられたものの多くは、新規の取組に係るものであった。例えば、平成 27 年度上半期は、随意契約に新たに価格交渉を導入した府省庁が複数ある（前記 2（1）イ（ウ）参照）。このうち、文部科学省及び公正取引委員会は、価格交渉の手順や手法にばらつきが生じたことを課題として挙げている。こうした課題を踏まえ、文部科学省では、今後の対応として、価格交渉マニュアルを策定するとともに価格交渉事例の省内共有を実施することとしており、公正取引委員会では、価格交渉について先駆的な取組を実施している内閣官房等の価格交渉事例を素材として、価格交渉手法の研究を実施している。また、これらに先行して価格交渉を実施している経済産業省においても、価格交渉マニュアルの策定を検討している。

その一方で、計画どおりに進捗していない取組など、必ずしも課題がないとは思われない取組について課題の分析が行われていない例や、課題に対する対応策の検討がない例も散見された。

### (4) 本府省・地方別の自己評価の導入

地方支分部局等の取組を更に促進させるため、平成 27 年度上半期から、新たに本府省・地方別の自己評価を導入することとした。

これを受けて、地方支分部局等を有する府省庁は、自己評価の各項目について、本府省・地方別に分析・評価を行っており、従来の自己評価に比べて、地方支分部局等の取組の現状、課題及び対応策等の分析・評価が精緻に行われていた。例えば、財務省では、「取組の効果」の分析において、各取組の効果を削減額などの定量的な方法により本省・地方別に算定し、これを踏まえた上で、「目標の進捗状況」についても本省・地方別に評価を行っている。

#### (5) 外部有識者からの意見聴取

各府省庁の自己評価結果について外部有識者から意見を聴取することになっている趣旨は、各府省庁の自己評価に第三者的立場からの視点や、専門的知見を反映させ、これにより調達改善に係る PDCA サイクルを一層効果的に機能させる点にある。

この点、内閣官房等は、自己評価結果について、CIO 補佐官からシステムの調達に関する指摘があったことを受けて仕様書模範例の改定を検討するなど、自己評価結果に外部有識者からの意見を適切に反映していた。また、金融庁においては、外部有識者からシステムの運用・保守の段階におけるシステムの有効性の検証に係る指摘があったことを受けて、システム監査による有効性の検証について検討するなど、自己評価結果に外部有識者からの意見を適切に反映していた。

その一方で、具体的な課題や今後の対応等に係る意見聴取が行われず、外部有識者から取組の継続の重要性が指摘されるだけとなっている例があるなど、外部有識者からの意見聴取の実施が形骸化しているのではないかとと思われる例も散見された。

### 4 各府省庁の取組に対する事務局の支援・関与の状況

各府省庁の調達改善の取組に対する事務局の支援・関与の在り方について、指針は、「事務局の支援的役割を強化する方向で、調達改善の一層の推進を図る」とし、その具体策として、事務局は、ヒアリング等による状況把握のほか、「課題等を共有し、その解決に向けて協議、調整、代替的な取組の提案といった協力を行うことが求められる」としている（指針第3章の1）。また、各府省庁が立案するいわゆる付带的政策<sup>8</sup>に対しては、事務局は、調達の経済性・公正性等の諸原則や他の付带的政策との整合性等に問題がないか確認する観点から、事前協議という形で関与するものとしている（指針第3章の2）。

これを受けて、平成27年度上半期では、事務局は、主に以下の支援・関与を行った。

#### (1) 歳出改革ワーキンググループ委員の各府省庁ヒアリングへの参画

従来から事務局では、各府省庁の自己評価結果公表後、各府省庁に対し、

<sup>8</sup> 「付带的政策」とは、特定の政策目的の実現にも資するよう公共調達を活用する取組をいう。例えば、中小企業の発展に資することを目的として、中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずる取組（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号））がある。

その自己評価結果に係るヒアリングを実施してきたが、平成 27 年度上半期においては、原則として全府省庁のヒアリングに歳出改革ワーキンググループ委員の参画を得た。これにより、随意契約の見直しや一者応札の改善等の各府省庁が実施している取組状況の把握、課題等の共有に加えて、課題の解決に向けた、同委員の第三者的立場からの視点や専門的知見に裏付けられた効果的な提案・助言を行うことが可能となった。

## (2) 地方支分部局等の取組に対する事務局の支援・関与

北陸地区においては、北陸財務局を中心として共同調達等の取組が推進されている（前記 2（5）参照）。

平成 27 年度上半期では、事務局は、北陸財務局と緊密に連絡を取り合い、共同調達の推進に当たっての課題を共有し、その課題の解決に向けて、事務局において関係機関と調整を行ったほか、北陸財務局主催の共同調達推進連絡会にオブザーバーとして参加するなど、同地区における共同調達の推進に向けた関与・支援を行った。

## 5 総括

以上で見てきたとおり、平成 27 年度上半期では、指針の内容を反映した新規の取組が複数実施され、地方支分部局等においても一部で意欲的な取組が行われていた。また、各府省庁の取組に対しては、事務局が指針を踏まえて支援・関与を強化した。このような状況に鑑みると、指針を軸とする調達改善の取組が、政府全体として進みつつあるといえる。

指針は、政府全体としての調達水準の向上を実現することを目的としている。この観点からは、特に、以下の点に留意することが必要である。

### (1) 指針を踏まえた取組の推進

政府全体としての調達水準の向上のためには、指針が「発展的な取組」、「効果的な取組」としている高度な取組を進めるだけでなく、「標準的な取組」としている基本的な取組を確実に実施することも重要である。

各府省庁は、平成 28 年度調達改善計画の策定に当たっては、平成 27 年度上半期の自己評価結果に基づき、改めて自らの調達の現状を的確に把握するとともに、本点検結果も参考にして、指針を踏まえた取組を積極的に計画に盛り込むことを検討することが求められる。特に、国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合が減少していないことを踏まえると、

一者応札の改善について、各府省庁は、自らの調達状況や特性を踏まえた分析を行った上で、改めてこれらの分野の取組を重点化することが適当である。

また、事務局においても、引き続き、各府省庁が指針を踏まえた取組を実施するに当たって課題となる事項等を把握し、各府省庁に対する支援・関与を継続・強化することが求められる。特に、一者応札の改善について、事務局は、各府省庁の取組状況を重点的にフォローアップし、その結果を各府省庁へ還元することが適当である。

## (2) 地方支分部局等における取組の推進

政府全体としての調達水準の向上のためには、本府省庁に限らず、地方支分部局等における取組の推進も重要である。

平成27年度上半期は、新たに本府省・地方別の自己評価が導入され、従来に比べて地方の取組に対しても自己評価の焦点が当てられることとなったが、各府省庁の地方支分部局等は、これを契機として、自らの取組の現状、課題等を改めて把握するとともに、本点検結果で取り上げた北陸地区における共同調達等の取組等も参考にして、自らの取組を推進することが求められる。

また、事務局においても、地方全体の取組の現状の把握に努めるとともに、個々の地方支分部局等における取組についても、その本府省庁と連携しつつ、支援・関与を継続・強化することが求められる。

## (3) 自己評価の充実

政府全体としての調達水準の向上のためには、各府省庁が、その取組に対する分析・評価を充実させ、その結果を、その後の取組や次年度計画に効果的に反映させることが重要である。

この点、各府省庁の平成27年度上半期自己評価結果の中には、課題の分析や対応策の検討が十分でないと思われる例や、外部有識者からの意見聴取の実施が形骸化しているのではないかとと思われる例が一部に見られたことから、各府省庁は、今後、自らの取組に対する分析・評価を一層充実させ、自己評価結果を、その後の取組や次年度計画への効果的な反映に資するものとするよう努めることが求められる。

また、事務局においても、自己評価の充実の観点から、取組の難易度等を意識した自己評価方法の導入等、自己評価方法の精緻化に向けた検討を進めるとともに、各府省庁が調達改善計画において取組の難易度を設定する方法を導入することも含め、調達改善計画の記載内容を充実させるための

方策を具体化することが適当である。



国の調達に係る契約金額(平成26年度)

参考1  
(単位:億円)

合計 82,626	公共工事等 35,298	物品役務等 47,328
国土交通省 30,673	26,806	
防衛省 27,761	2,988	24,773
農林水産省 6,812	1,925	4,887
環境省 3,326	1,957	
財務省 2,405	128	2,277
厚生労働省 2,242	58	2,184
経済産業省 2,237	2	2,235
内閣官房等 1,752	657	
法務省 1,461	481	
文部科学省 1,286	15	
	総務省 848 警察庁 733 外務省 438	最高裁判所 277 国会事務局 116 復興庁 92
	国立国会図書館 56 宮内庁 38 人事院 21	金融庁 19 消費者庁 17 公正取引委員会 8
		会計検査院 8 特定個人情報保護委員会 1

注:契約金額は平成26年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。



厚生労働省	(平成24年度)	3,902	53%	1,583	48%	3,438	47%	1,725	52%	1,076	15%	319	10%	2,362	32%	1,406	42%	7,340	3,309
	(平成25年度)	3,933	55%	641	30%	3,169	45%	1,497	70%	872	12%	337	16%	2,297	32%	1,160	54%	7,102	2,138
	(平成26年度)	3,950	55%	720	32%	3,278	45%	1,522	68%	964	13%	323	14%	2,314	32%	1,200	54%	7,228	2,242
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成24年度)	11,230	83%	5,386	93%	2,327	17%	392	7%	992	7%	234	4%	1,335	10%	157	3%	13,557	5,777
	(平成25年度)	11,761	84%	6,363	93%	2,301	16%	478	7%	1,076	8%	261	4%	1,225	9%	217	3%	14,062	6,841
	(平成26年度)	10,729	82%	5,926	87%	2,287	18%	886	13%	1,089	8%	288	4%	1,198	9%	598	9%	13,016	6,812
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成24年度)	1,263	48%	655	26%	1,347	52%	1,849	74%	920	35%	1,592	64%	427	16%	257	10%	2,610	2,504
	(平成25年度)	1,234	48%	672	27%	1,338	52%	1,859	73%	883	34%	1,512	60%	455	18%	347	14%	2,572	2,531
	(平成26年度)	1,252	49%	748	33%	1,292	51%	1,489	67%	834	33%	1,059	47%	458	18%	430	19%	2,544	2,237
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成24年度)	36,317	78%	23,676	90%	10,426	22%	2,574	10%	5,600	12%	1,327	5%	4,826	10%	1,247	5%	46,743	26,250
	(平成25年度)	39,835	79%	33,663	93%	10,433	21%	2,645	7%	6,011	12%	1,573	4%	4,422	9%	1,072	3%	50,268	36,308
	(平成26年度)	34,346	77%	27,923	91%	10,250	23%	2,750	9%	5,700	13%	1,564	5%	4,550	10%	1,185	4%	44,596	30,673
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成24年度)	1,321	53%	918	63%	1,180	47%	545	37%	655	26%	445	30%	525	21%	100	7%	2,501	1,463
	(平成25年度)	1,550	57%	919	60%	1,156	43%	604	40%	649	24%	480	32%	507	19%	124	8%	2,706	1,524
	(平成26年度)	1,842	55%	2,591	78%	1,536	45%	734	22%	723	21%	431	13%	1,085	32%	385	12%	3,378	3,326
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成24年度)	18,747	43%	5,223	20%	24,637	57%	20,262	80%	16,876	39%	11,881	47%	7,761	18%	8,381	33%	43,384	25,485
	(平成25年度)	17,598	42%	5,118	22%	24,431	58%	18,486	78%	16,371	39%	7,946	34%	8,060	19%	10,540	45%	42,029	23,604
	(平成26年度)	23,694	51%	6,451	23%	22,337	49%	21,310	77%	14,800	32%	10,893	39%	7,537	16%	10,417	38%	46,031	27,761
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他	(平成24年度)	1,722	59%	250	60%	1,208	41%	166	40%	221	8%	44	10%	987	34%	123	29%	2,930	417
	(平成25年度)	1,724	60%	377	66%	1,160	40%	194	34%	275	10%	86	15%	885	31%	108	19%	2,884	571
	(平成26年度)	1,640	59%	307	64%	1,126	41%	171	36%	227	8%	50	10%	899	33%	121	25%	2,766	479
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合 計	(平成24年度)	89,561	62%	42,310	56%	55,636	38%	33,039	44%	32,717	23%	19,467	59%	22,919	16%	13,572	18%	145,197	75,349
	(平成25年度)	93,013	63%	51,710	63%	55,221	37%	30,272	37%	32,704	22%	14,135	47%	22,517	15%	16,137	20%	148,234	81,982
	(平成26年度)	92,330	63%	49,304	60%	53,217	37%	33,323	40%	30,681	21%	16,904	20%	22,808	16%	16,500	20%	145,547	82,626
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	31%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

注1 件数及び金額は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 「その他」：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及び特定個人情報保護委員会





	重点的な取組	継続的な取組	その他の取組
内閣官房等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</li> <li>・継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証を試行的に実施</li> <li>・総合評価落札方式等において男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格交渉の推進(外部専門家の助言の活用)</li> <li>・システム関係経費の縮減(仕様書の精査等)</li> <li>・一者応札の改善(過去の成果物等の公表等)</li> <li>・主要経費(宇留関係、追業化学関係等)の調達の見直し</li> <li>・仕様書の模範例等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カード決済について、電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入(試行)</li> </ul>
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な情報共有(競争性の高い契約方式に移行できた案件、一者応札解消に向けたアンケート調査結果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し(随意契約によらざるを得ない理由の審査、情報の公表)</li> <li>・一者応札の改善(十分な公告期間の確保、仕様書等の内容の精査等)</li> <li>・共同調達の一層の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括旅行の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシング拡大</li> </ul>
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事業者からの見積り徴収</li> <li>・仕様書の見直し(調達条件の緩和)</li> <li>・随意契約における価格交渉の実施</li> <li>・調達の必要性、代替可能性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達手続、契約内容等の審査及び検証(随意契約の事前審査の実施、契約の事後検証の実施)</li> <li>・一者応札の改善(原因分析、随意契約へ切り替え、価格交渉の実施)</li> <li>・汎用的な物品・役務における共同調達(共同調達の拡大及び品目の増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達事務に係る研修、検討会等の実施(調達改善の事例等をイントラネットに掲載)</li> <li>・他府省庁等の優良改善事例の研究</li> </ul>
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号館グループでの共同調達の拡大(現状9品目にガソリンの給油及び荷物配送業務を追加)</li> <li>・DNA試薬における共同調達の品目拡大の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し(随意契約方法等の審査等)</li> <li>・一者応札の改善(公告期間の延伸等の実施)</li> <li>・総合評価落札方式の継続実施</li> <li>・人材育成の研修実施、庁内の情報共有強化</li> <li>・旅行代理店へのアウトソーシングの活用</li> </ul>	なし
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めず、競争入札が形骸化している情報システム調達案件においては、会計法令等を踏まえつつ、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムに関する取組(仕様・調達予定価格の適正性審議等)</li> <li>・随意契約の見直し(オープンカウンターの方式の活用)</li> <li>・一者応札の改善(事後審査の実施等)</li> <li>・共同調達の維持、情報システム担当者等研修</li> </ul>	なし
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格の緩和等とともに、公募による随意契約等への移行の検討を行い、調達件数または契約金額の前年度比10%削減を目指す</li> <li>・市場価格調査の実施、複数者から見積書の聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し(随意契約審査委員会における承認)</li> <li>・総合評価落札方式の積極的採用</li> <li>・汎用的な消耗品の調達や役務契約についての共同調達の移行(内閣府グループ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加、勉強会の開催</li> <li>・外部有識者による個別調達案件の点検</li> </ul>
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となった原因等の調査(アンケート、ヒアリングによる原因調査)</li> <li>・競争参加資格、仕様等の見直し</li> <li>・発注予定の事前公表、公告時期の早期化</li> <li>・新規参加者にも配慮した業務内容の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し(入札・契約手続審査会等での審査)</li> <li>・共同調達への参加(内閣府グループ)</li> <li>・研修への参加</li> </ul>	なし
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究事業に係る契約の一般競争入札(必要に応じ総合評価方式)の原則化</li> <li>・共同調達における品目拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し(随意契約の妥当性、一般競争への移行の可否の検証)</li> <li>・一者応札の改善(アンケート調査の実施と事後検証)</li> <li>・一般競争入札の充実(公告期間・方法等の改善、応募要件の緩和、仕様内容の充実等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム調達における情報共有による能力向上や仕様書や積算等の妥当性の精査</li> <li>・旅費において、出張バックの活用</li> <li>・国庫債務負担行為の活用</li> <li>・出力機器の最適化</li> <li>・インターネット取引の実施</li> </ul>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム調達(CIO補佐官の活用による仕様の見直し、国庫債務負担行為の活用)</li> <li>・庁舎維持管理調達(国庫債務負担行為の活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約見直し(企画競争、公募の検討)</li> <li>・一者応札改善(仕様見直し等)</li> <li>・汎用品(共同調達の継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルトナーの活用</li> <li>・少額随意契約可能案件における競争入札等の検討</li> <li>・人事評価への反映など</li> </ul>
外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し</li> <li>①実施者が限られる理由を分析</li> <li>②有利な条件を引き出す手段を検討</li> <li>③事例や理由の積極的な情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の改善(適切な履行期間の確保、経済性効率性を踏まえた事業単位の見直し等)</li> <li>・汎用的な物品・役務(共同調達の実施、仕様の見直し)</li> <li>・システム関係経費(外部CIO補佐官の関与強化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「電子調達システム」及び「物品管理システム」の導入に係る外部コンサルタントの活用</li> <li>・調達手続きに関するマニュアルの改訂</li> <li>・人事評価制度の有効活用</li> <li>・調達情報の公開</li> </ul>
財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム関係経費において</li> <li>・高度な知識、経験を有する専門家の知見を活用した予定価格積算の参考資料として徴求する参考見積書の妥当性の評価</li> <li>・適切な総合評価落札方式の実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し</li> <li>・一者応札の改善(様々な改善策を講じても改善されない場合には、公募を実施した上で随意契約に移行)</li> <li>・カード決済促進(複数年度利用の活用)</li> <li>・人材育成(トレーニー制度の活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一者応札が改善した事例」他他の部局にも有益な情報の共有化</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット取引による調達の実施</li> <li>・委託事業で取得した物品に係る事務手続効率化</li> <li>・教育・研究開発等の委託契約見直し(必要性等の事前審査)</li> <li>・共同調達実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約見直し(価格交渉実施、実施事例の共有)</li> <li>・一者応札改善(競争性向上の取組、特定の者のみ実施可能と見込まれる案件は公募を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式、企画競争の改善</li> <li>・国庫債務負担行為の活用</li> <li>・オープンカウンター方式の導入など</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札に関する取組(特定一者にしか履行しえない案件を公募して価格交渉を含む随意契約とする、メルマガの活用等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共調達委員会等による取組</li> <li>・共同調達の継続実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫債務負担行為の活用</li> <li>・出張旅費の効率化</li> <li>・人事評価への反映</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札改善(応札者増加取組)</li> <li>・汎用品調達の見直し(共同調達対象に「ガソリン」追加)</li> <li>・情報システム調達見直し(CIO補佐官等の支援を得て効果的な仕様書を作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約見直し(競争性ある契約への移行検討など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット取引による調達(平成27年度から試行)</li> <li>・総合評価方式の活用</li> <li>・会計実務研修の実施など</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札改善のための更なる環境整備(チェックリストのDB化、改善事例共有化)</li> <li>・入札可能性調査の実施拡大及び効果検証</li> <li>・調達価格の妥当性評価の推進</li> <li>・共同調達の品目拡大</li> <li>・インターネット調達の拡大</li> <li>・オープンカウンター方式の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な随意契約の締結</li> <li>・一者応札の解消に向けた取組</li> <li>・共同調達等の有効活用</li> <li>・情報システム関係経費における調達の見直し</li> <li>・人材育成・情報の共有等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス化の促進</li> <li>・調達情報の開示</li> <li>・省内からの業務改善提案の収集</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同調達の拡大(対象品目の増加)</li> <li>・MPS業務の推進(導入部局の拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約見直し(競争性ある随意契約への移行可能性検討)</li> <li>・一者応札見直し(一者応札原因分析、適正な契約方式移行検討)</li> <li>・公共工事調達(総合評価方式の活用・改善)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価における適切な評価</li> <li>・調達改善に係る研修実施</li> <li>・調達情報発信強化</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札解消に向けたアンケート調査結果の組織的共有</li> <li>・公募による随意契約への移行の検討</li> <li>・少額随意契約の更なる改善(予定価格が少額随意契約の範囲内で一般競争入札に移行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用(共同調達の対象品目等の拡大)</li> <li>・随意契約の見直し(事前事後審査、仕様の見直し等)</li> <li>・一者応札の改善(公告期間等の徹底等)</li> <li>・システム調達におけるCIO補佐官からの助言</li> </ul>	なし
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫債務負担行為の年限を最長10箇年に延長できる立法措置を取り、長期契約により調達額を削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な随意契約の実施</li> <li>・一者応札の改善</li> <li>・共同調達等の実施と品目拡大の検討</li> <li>・総合評価方式、企画競争の適切な実施</li> <li>・装備品のまとめ買いの適切な実施</li> <li>・人材育成、情報の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法措置による防衛装備庁を設置</li> </ul>

## 各府省庁における調達改善の主な取組

## 1. 随意契約の見直し

## 【内閣官房等】

- 平成 27 年度上半期において、149 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 74 件について 29 億 9,276 万円の削減効果があり（当初提示額の 10.4%）、一方、地方支分部局では、4 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 2 件について 131 万円の削減効果があった（当初提示額の 11.1%）。
- 少額随意契約について、ホームページの「調達情報」において、31 件のオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。これらのうち、見積提出者が 5 者以上となったものが 20 件、うち 10 者以上となったものが 10 件あった。

## 【宮内庁】

- 宮内庁随意契約審査委員会において、これまで競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査し、競争性のない随意契約を行っていた案件 2 件を競争性のある契約とし、前年度比約 12 万円の削減を図った。
- 平成 27 年度上半期において、これまで競争性のない随意契約を行っていたものを競争性のある契約に変更した 2 件について、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図ることにより、担当者の意識の向上に寄与した。

## 【公正取引委員会】

- 印刷製本の請負については、毎年一定の調達（競争入札の方法によるものを含む）があるところ、過去に見積り合わせに参加しなかった者からも見積書を聴取することにした。その結果、調達金額については、平成 26 年度の同種案件と比較したところ、仕様が異なるためあくまで参考計数であるが、約 15 万円の削減効果が認められた。
- 情報提供サービスについては、価格交渉の結果、基本料金の増額なしで ID 数の追加付与を受けたことから、約 70 万円の削減効果が認められた。
- 海外競争政策情報提供サービスについては、平成 27 年 2 月開催の随意契約審査委員会における審査結果を踏まえた当該交渉の結果、当初見積価格 50,000 ドルから最終見積価格は 33,500 ドルまで引き下げられたことから、181 万 5,000 円の削減効果が認められた。
- 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約について必要性の観点から検証を行い、いずれも必要性を確認した上で調達を行うこととしている。
- 印刷機器の調達に当たり、仕様を最小限の必要機能としたことにより、相当低価格で調達することができた。

## 【警察庁】

- 会計課と担当課職員からなる特定調達契約審査委員会を平成 27 年度上半期に 3 回開

催し、地方支分部局を含む警察庁全体で 19 件の政府調達案件かつ随意契約を行おうとする全案件について審査を実施し、適正な運用を図った。

- 従来、随意契約を行っていた一部の装備品について、新規事業者へ声掛けを実施することにより新規業者の応札可能となり応札者が 2 者に増加した。その結果、実績単価で算出した金額と比較して、約 540 万円（24.9%）の契約額が削減できた。
- オープンカウンター方式の一部の案件について、仕様書をホームページに公開し利用者の利便性を向上させた。
- 業者への周知として、他の入札案件の入札説明書を交付する際に、オープンカウンター実施の旨を周知したほか、警察庁掲示板への掲載を行うなど、広く周知を図った。
- インターネット取引を利用する少額の物品調達の手続に関する規定を整備した。
- 予定価格作成に関するマニュアルを整備した。
- 平成 27 年度上半期の随意契約案件のうち 17 案件で価格交渉を実施した。その結果、業者が当初提示した見積額と比較して約 9,400 万円の調達経費を削減した。

#### 【金融庁】

- 3 件のオープンカウンター方式による見積り合わせを実施したところ、約 3 万 9,000 円の削減効果があった。

#### 【消費者庁】

- 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討した。平成 27 年度上半期にて 9 回開催し、37 件の審査を行った。
- 入札等監視委員会において、安易な随意契約となっていないかの検証を行った。

#### 【復興庁】

- 新規に契約しようとする案件について、競争性のない随意契約によろうとする場合は、契約手続審査委員会により競争性のある契約方式に移行できないか内容等を審査することとしたが、平成 27 年度上半期においては、新規に競争性のない随意契約を行ったものは無かった。

#### 【総務省】

- 競争性のない随意契約案件について、会計課及び担当課において競争性のある契約への移行可否の検討、一者しか対応できないことの確認（公募の結果など）を行うことで、随意契約の要件を満たしていることを検証している。
- 調査研究事業に係る契約は、一般競争入札を原則とすることとし、平成 27 年度上半期の契約件数（123 件）のうち、119 件で一般競争入札を実施した。公募となった 3 案件については、公募によらざるを得ない理由を担当課から会計課がヒアリングすることで検証し、次回以降の契約に役立てることとしている。
- 北海道総合通信局含む 2 官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、ホームページ掲載によるオープンカウンター方式を実施しており、調達金額の低廉化が図られた（予定価格と契約金額との総差額 134 万 4,000 円）。



#### 【法務省】

- 案件ごとに仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。取組の結果、競争性のない随意契約となった件数が987件（本省210件、地方支分部局等777件）となり、前年度に比べ、98件（本省12件、地方支分部局等86件）減少した。
- 地方支分部局等では、競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、仕様の見直し等により計16件の調達を競争性のある調達方式へ移行し、移行前との費用比較が可能な3件では、計61万6,000円の調達費用が削減された。
- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件のうち、本省11件、地方支分部局165件について一般競争入札を実施したほか、地方支分部局等において、オープンカウンター方式による見積合わせを55件実施した。
- 地方支分部局等では、少額調達案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせの実施により、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な18件では、計127万4,000円の調達費用が削減された。

#### 【外務省】

- 内部監査等において、競争性のない随意契約の見直しを引き続き行っている。また、情報システムにおいては、随意契約によらざるを得ない契約であっても、CIO補佐官の助言等を活用して経済性の確保に努めている。さらに契約監視委員会における事後検証も実施している。

#### 【財務省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に限定列挙された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約の確保が図られた。その結果、地方支分部局では、他者の参入が見込まれる9件について、より競争性の高い一般競争入札等へ移行したところ、平成26年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約60万円のコスト削減を図ることができた。
- 少額随契案件であっても一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施する取組により、平成26年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で、本省庁では約73万円、地方支分部局では約419万円のコスト削減が図られた。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施した。その結果、業者から提出を受けた最低の見積価格から、本省においては約9万円（12案件）、地方支分部局においては約4,000円（5案件）のコスト削減を図ることができた。

#### 【文部科学省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件に関する取組として、競争性のない随意契約を行う省内全ての案件（少額随意契約を除く。）を対象に、個別案件ごとに内部監査組織による調達手続前の監査により、「真にやむを得ない案件かどうか」の観

点で事前検証を行うとともに、事後検証に関する取組として、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行った。その結果、随意契約が真にやむを得ないものに限定された。また、契約の透明性を確保する観点から、平成 27 年度第 1 四半期までの競争性のない随意契約について個別案件単位でとりまとめて公表した。

- 価格交渉を 2 件実施した。

#### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 185 件、本省以外の部局分 90 件）に対して指摘（本省分 131 件、本省以外の部局分 3 件）をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態に移行したものが 26 件（本省分 19 件、本省以外の部局分 7 件）、4 億 4,200 万円（本省分 1 億 8,600 万円、本省以外の部局分 2 億 5,600 万円）の削減効果が生じた。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円を超える物品・役務の契約済案件（本省分 269 件、本省以外の部局分 370 件）から抽出された案件（本省分 10 件、本省以外の部局分 10 件）を対象に事後審査を実施し、次回の調達に向けての指摘や指導を行った。
- 32 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成 26 年度随意契約案件（634 件）について、一般競争入札への移行（4 件）を指導した。また、平成 26 年度一者応札等の案件（一者応札 274 件、一者応募 140 件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して 34 事項の指導を実施した。
- 公共調達委員会の審議対象とならない案件（本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円未満の競争入札案件及び 500 万円未満の随意契約案件）について、専門の職員 2 名を配置し、28 地方施設等機関等の調達担当職員に対して調達に係る 343 事項の個別指導を行い、調達手続等の適正性の確保について意識付けを行った。

#### 【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に 555 件（本省 256 件、地方 299 件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事前審査を実施した。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約（不落随意契約を含む。）を対象に第 1 四半期分として 44 件（本省 9 件、地方 35 件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事後審査を実施した。
- 随意契約及び一者応札を監査事項として 11 箇所内部監査を実施した。
- 少額随意契約案件について、オープンカウンター方式により 272 件を実施した。
- 少額随意契約が可能な案件のうち 3 件で一般競争入札を実施した。

#### 【経済産業省】

- 平成 27 年度上半期の随意契約（少額随意契約等を除く。）の全案件について、官房会

計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図っている。その結果、これまで随意契約（企画競争）であった1件が一般競争入札に移行した。

- 平成 27 年度事業から、競争性のない随意契約（緊急随契等を除く。）及び公募（入札可能性調査）を経て特定の者と締結された随意契約について、i）調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii）外部アドバイザーによる評価（一定金額以上のもの）、iii）価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施することとしており、上半期では、111 件のセルフチェックリストが作成された。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンター方式による調達により、平成 27 年度上半期は印刷等の調達を 688 件実施し、平均 5.8 者／件の見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。
- 公募（入札可能性調査）を実施した結果として特定の者と締結された随意契約については、平成 27 年度事業から調達価格の妥当性評価を実施しており、その結果 800 万円削減した事業がある。
- 家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を活用し、より安価な調達を実施可能とした。平成 27 年度上半期に実施したインターネット取引に係る調達 11 件について、参考見積の価格（従来方式）と比べて平均で 28%安く調達した。
- 平成 27 年度から、ホームページに調達案件の公示を実施し、競争参加者の拡大等に寄与した。

#### 【国土交通省】

- 競争性のない随意契約と整理するものについて、不適切な理由のものはないことを確認し、真にやむを得ないものに限定した結果、前年度に比べ、件数は若干増加したものの（25 件増）、金額については減少した（84.6 億円減）。
- 平成 27 年度会計監査実施計画に基づく重点監査事項として 38 部局に対し内部監査を実施し、71 件の競争性のない随意契約の全てが適正と判断された。

#### 【環境省】

- 少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した結果、随意契約を行う予定であった 1 件について、契約委員会での審査により一般競争（総合評価落札方式）に移行させた。また、地方環境事務所においても、約 1,356 万円の削減が図られた。
- 少額随意契約を行っていた 3 件について、一般競争入札に移行した結果、契約金額ベースで約 110 万円の削減効果が得られた。

#### 【防衛省】

- 各会計機関に適正な執行のための部内検討グループを設置し、随意契約の必要性を精査した上で調達を実施している。

- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をホームページで常続的に公表した。
- 法令よりも少額随意契約基準を低額に設定し、競争入札を促進している。
- 従前まで企画競争を行っていた調達案件9件について、新たに一般競争入札へ契約方式を移行した結果、昨年度とほぼ同仕様であったもので比較すれば、対前年度実績価格に対し、約200万円（約▲15.5%）契約額が下がった。

## 2. 一者応札の改善

### 【内閣官房等】

- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、慎重に検討し、当該案件の受注意思の有無の確認（公募）をした上での随意契約とし、仕様のすり合わせや価格交渉を実施することとしている。平成 27 年度上半期では、国際交流事業支援業務（2 件）及びスクリーニング・除染拠点における傷病者対応業務について公募を実施した。国際交流事業支援業務（2 件）については、随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 354 万円の削減効果があった。地方支分部局では、平成 27 年度長期掛金分割に伴う人事給与システム等の改修業務について公募を実施して随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 40 万円の削減効果があった（当初提示額の 12.5%減）。
- 競争参加者確保のために、調達予定案件の定期的事前公表や公告期間の延長、参加要件の緩和等の具体的発注条件の見直し、過去の成果物等の提示、市場価格調査の活用等各種の取組を実施した。取組の結果、平成26年度一者応札案件（平成27年度も継続のもの）73件のうち24件が複数者応札に改善、地方支分部局では、平成26年度一者応札案件（平成27年度も継続のもの）15件のうち1件が複数者応札に改善した。

### 【宮内庁】

- 平成 27 年度上半期における一般競争入札案件 99 件すべてにおいて公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日 12 日以上確保した。
- 平成 27 年度上半期において、一般競争入札案件で一者応札及び入札不調となった案件 24 件のうち、入札資料を受領したものの応札しなかった業者がいた案件が 8 件あり、該当する業者に入札参加条件等に関するアンケートを実施した。アンケートで得られた意見を担当部局で検討し、固定していた業務実施期間を柔軟に対応することが可能な仕様に変更することとした。

### 【公正取引委員会】

- 一者応札となった案件について、入札不参加者に対してヒアリングを実施し、入札不参加の理由等を確認するなどして、原因分析及びその改善を実施することとしている。

### 【警察庁】

- 入札不参加者に対する詳細な原因分析を行うため、今年度からアンケート項目の見直しを図った。また、アンケート結果について庁内各所属において閲覧可能とした。

### 【金融庁】

- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めず、競争入札が形骸化している情報システム調達案件においては、会計法令等を踏まえつつ、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討予定であったが、平成 27 年度上半期においては該当する案件がなかった。
- 一者応札案件について、「一者応札等事後調査シート」を作成して、応札不参加者か

<p>ら理由等を聴取・分析し、次期調達の際の仕様書に反映させることを可能とした。</p> <p>○ 主要な調達案件について、入札説明会を複数回実施した。</p>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <p>○ 会計部門に向けて仕様書の見直しを行うとともに、前年度に引き続き事業者向けのアンケート調査等を行った。また、公募による随意契約への移行を3件、企画競争への移行を1件行った。</p> <p>○ 今年度より、適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を5件実施し、複数者から見積書を徴収することとした。</p>
<p><b>【復興庁】</b></p> <p>○ 入札説明会に参加した事業者のうち入札に参加しなかった者に対してアンケート調査等を実施し、一者応札となった原因等を調査した。</p> <p>○ 特定の資格や比較的長期間の実務経験を要件とするものについては必要最小限のものとし、また、契約の予定価格の金額に相当する等級の格付については、できる限り下位（2等級下位まで）又は上位の等級に格付された者も含めるよう、要件を緩和した。</p> <p>○ 業務内容を理解しやすくするため、過去の成果等の情報をホームページに掲載した。</p> <p>○ 関連情報（ホームページ掲載情報以外のものも含む）を容易に確認できるようポータルサイト URL 等を仕様書に記載した。</p> <p>○ 発注予定の事前公表を毎月末（予定情報の更新がない場合を除く。）に行った。</p> <p>○ できる限り、公告を早期に行うとともに公告期間を長く確保した。</p>
<p><b>【総務省】</b></p> <p>○ 一般競争入札の実施に当たっては公告期間を 20 日間以上確保すること（全体の 68.0%、過去3年間の平均割合 63.2%）、一般競争入札の結果として一者応札となった案件については入札説明会に参加したが応札しなかった業者に理由を把握することで、一者応札の改善に努めている。</p>
<p><b>【法務省】</b></p> <p>○ 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実などの契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施した。取組の結果、一者応札となった件数は 555 件（本省 121 件、地方支分部局等 434 件）となり、92 件（本省 10 件、地方支分部局等 82 件）について一者応札が解消された。</p> <p>○ 一者応札となった入札案件は、CIO 補佐官の知見を活用するなど、その原因分析を行った。</p>
<p><b>【外務省】</b></p> <p>○ 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象とした事業者へのヒアリング等により要因を分析し、複数年度にわたって連続して一者応札（応募）となった案件についても、同様の分析・改善を実施し、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。</p>

### 【財務省】

- 一者応札について、公告期間の十分な確保、同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて相互に入札情報をリンクさせることによる情報提供の場の確保、業務等準備期間の十分な確保、業者等からの聴き取り結果を活用し、仕様書の見直し等を行うことにより、本省庁では 25 件、地方支分部局では 93 件が複数者応札となった。その結果、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で、本省庁では約 219 万円、地方支分部局では約 277 万円のコスト削減を図ることができた。
- これまで様々な改善策を講じても同一事業者による一者応札が複数年継続している調達案件について、公募を行い、特定の一者しか履行し得ないことを確認した上で随意契約に移行することの検討を行った。その結果、平成 27 年度上半期において、地方支分部局においては 2 件について公募を行い特定の一者しか履行し得ないことを確認した上で随意契約へ移行することができた。

### 【文部科学省】

- 公益法人が 2 年連続して受注している案件について、個別案件単位での一者応札・応募の改善方策を策定し、内部監査組織による監査（会計書面監査）により事前検証を行うとともに、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行った。また、検証後は、契約の透明性を図る観点から、四半期毎に一者応札・応募案件について個別案件単位でとりまとめて公表した。
- 平成 27 年度前期及び後期の調達予定情報（299 件）について、ホームページで公表し、契約の競争性の向上を図った。また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載した。

### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 185 件、本省以外の部局分 90 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 30 件（本省分 22 件、本省以外の部局分 8 件）解消した（本省分削減効果 4 億 4,700 万円、本省以外の部局分削減効果 1,500 万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円を超える物品・役務の契約済案件（本省分 269 件、本省以外の部局分 370 件）から抽出された案件（本省分 10 件、本省以外の部局分 10 件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 46,947 者に対し 162 件配信した。

### 【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件及び平成 27 年度上半期において一者応札（応募）になった案件等 1,688

件（物品 276 件、役務 858 件、委託 554 件）について、応募要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施した。

- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局を含む。）のうち、第 1 四半期分として 93 件（本省 17 件、地方支分部局 76 件）の事後審査を実施した。
- 調達情報のメールマガジン配信（本省：17,624 者登録、476 件配信）や本省の入札情報のホームページに、リンク先として地方支分部局の入札等の情報を掲載し、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。また、地方支分部局の一部（8 農政局等）でもメールマガジン配信を導入している（約 11,220 者登録）。
- 平成 27 年度上半期の物品・役務等の発注見通し（公告及び契約予定時期）として、延べ 762 件（物品 77 件、役務 282 件、委託 403 件）をホームページに掲載した。
- 入札不参加業者へのアンケートを実施し 394 件（物品 59 件、役務 167 件、委託 168 件）について改善策を検討した。

#### 【経済産業省】

- 平成 24 年 9 月に策定した「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づき、①入札前の自己点検（前年度一者応札案件について、担当課室が改善策を策定し、実施状況等を当該担当課室長が確認）、②開札後～契約前の内部点検（一者応札かつ高落札率案件について、入札手続等の妥当性等を各部署の筆頭課長等が確認）、③契約後の 2 段階の外部点検（②かつ同一者連続落札案件について、外部監査人及び契約等評価監視委員会が審査を実施）からなる点検プロセスを手順化して、その解消に取り組んでいる（公告前にセルフチェックリストを作成した 129 件のうち 49 件が複数者応札となり、平成 26 年度に外部監査人に審査依頼したもので平成 27 年度上半期も事業を実施した 36 件のうち 15 件が複数者応札となった）。
- 前年度一者応札であったが今年度複数者応札に改善された 56 件の落札価格は、前年度比で 6,000 万円削減された。
- 「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づいて担当課室が作成したセルフチェックリストを全てデータベース化し、ベストプラクティス案件を 27 年 4 月に選定した上で、イントラネット等により共有を図った。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は 2 万 6,799 名、ツイッターのフォロワー数は 12 万 3,315 名（平成 27 年 10 月 28 日時点）となっている。
- 平成 26 年 2 月に策定した公募（入札可能性調査）の実施手続をまとめた会計課調達に基づき、平成 27 年度上半期は 49 件の公募を実施した。その結果、47 件について、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認され、その者と随意契約を締結した。公募により複数者から応募があった 2 事業については、一般競争入札及び企画競争によって実施した。



### 【国土交通省】

- 全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前措置を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの（高額案件（3億円を超えるもの））は36件であり、これらについて、実施した事前措置の内容、原因分析の手法、今後の課題等を含め、一者応札となった原因を詳細に分析した上で個票に取りまとめ、今後の調達に資するとともに、ホームページ上に公開した。

### 【環境省】

- 一者応札の改善について、平成25年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。
- 本省では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が24件あり、これにより約9,146万円の削減効果が得られた。釧路自然環境事務所では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が2件あり、より適切性の確保が図られた。また、これにより約520万円の削減効果が得られた。

### 【防衛省】

- 入札公告期間の拡大、入札参加資格の見直し、複数品目（同等品可）の仕様書への明記等の一者応札改善のための各種取組を実施している。
- 陸上自衛隊北海道補給処においては、応札者数の少ない「給食部外委託及び食器洗浄役務委託の契約」について、一者応札となった原因を把握し、委託内容ごとに調達を分割して実施したところ、応札者数が1者から3者に増加し、対前年度約200万円（▲約8.6%）低い価格で契約することができた。

### 3. 一括調達・共同調達の実施

<p><b>【内閣官房等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 宮内庁、消費者庁及び復興庁等と 19 件（19 品目）の共同調達を幹事官庁として実施した。</li><li>○ 消耗品の共同調達については、規格の調整、納入予定回数の明記など、引き続き、更なる仕様の見直しを実施した。</li></ul>
<p><b>【宮内庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 共同調達により、「電球・蛍光灯他の購入、荷物等の配送業務」等は共同調達実施前に比して約 36 万円相当（14%）の削減が図れた。</li></ul>
<p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 法務省と共同調達を実施した。昨年度までに実施した 14 品目を継続して実施するとともに、当該 14 品目のうちの一つである「事務用品（消耗品）」の品目数を 208 から 215 に増やした。また、書籍等で共通して購入の必要性があるもの（法令の解説本等）はその都度、共同調達を実施した。</li><li>○ 北海道事務所において、今年度から自動車燃料給油業務等について、公正取引委員会が主幹事となり、札幌高等検察庁等と 4 官署の共同調達を開始したところ。その結果、調達単価（レギュラー 1 リットル）は、市場価格の変化等もあって必ずしも単純比較ではその効果を計測できないが、前年度比で平均 17 円低減し、調達額全体では 2,529 円の削減効果が認められた。</li><li>○ 九州事務所において、今年度から事務用品の購入について、九州地方整備局（出先機関を含む。）と 3 官署の共同調達を開始したところ。その結果、調達単価（10 冊入り）は、前年度比で 80 円低減し、調達額全体では 800 円の削減効果が認められた。</li></ul>
<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国交省、総務省と 9 件の共同調達を実施した。このうち、ガソリンの供給については、平成 27 年度上半期より警察庁が主体となり実施し、仕様書の見直し等を行い、一者応札が解消し、競争性が高められた。また、荷物配送業務については、国土交通省が主体となり実施したところ、事務の効率化が図られた。</li><li>○ 地方支分部局 39 所属において、共同調達を実施したことにより、事務の合理化及び一部、スケールメリットの活用等によりコストの削減が図られた。</li><li>○ DNA 試薬について、平成 27 年度においては中部管区警察局及び九州管区警察局で共同調達を実施し、同管区内の昨年度の契約額と比較すると、中部管区警察局では 1,740 万 4,000 円（削減率 7.4%）、九州管区警察局では 729 万 5,940 円（削減率 2.8%）の削減が図られた。</li></ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 文部科学省等と 20 件の共同調達を実施した。平成 27 年度上半期より、情報提供契約について、財務局と共同調達を実施した。</li><li>○ 主要な消耗品については、月単位で集約し、発注を実施。また、異動期や新規需要の</li></ul>

必要数を把握した上で、発注を集約し調達を実施した。

**【消費者庁】**

- 内閣官房等、宮内庁及び復興庁と 10 件の共同調達を実施した結果（前年度より 1 件増加）、以下の削減が図られた。

**【事務用消耗品】**

平成 27 年度上半期 149 万 3,000 円  
平成 26 年度上半期 197 万 4,000 円  
約 48 万 1,000 円の削減（発注数の減による）

**【コピー用紙】**

平成 27 年度上半期 約 217 万 8,000 円  
平成 26 年度上半期 約 269 万 3,000 円  
約 51 万 5,000 円の削減（発注数の減による）

**【速記業務】**

平成 27 年度 4～8 月 約 99 万円  
平成 26 年度 4～8 月 約 290 万 6,000 円  
約 191 万 6,000 円の削減（発注数の減による）

**【健康診断業務】**

平成 27 年度上半期 約 130 万 7,000 円  
平成 26 年度上半期 約 145 万 7,000 円  
約 15 万円の削減（受診者数の減による）

**【飲料水】**

平成 27 年度上半期 約 3,000 円  
平成 26 年度上半期 約 9.6 万円  
約 9.3 万円の削減（単価の減による）

**【復興庁】**

- 内閣官房等とともに共同調達の実施に取り組み、14 件について共同調達を実施した。

**【総務省】**

- 国土交通省、警察庁と共同で調達を実施し、更に調達品目数を拡大できないか検討し、27 年度から 2 品目（ガソリン、宅配便運送）を追加し 11 品目とした。
- 平成 26 年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った。その結果、例えば、「直管蛍光灯」のうち一部の型番については 20 円安価となり約 13 万円の節減効果が、「自動車座席カバー」については 50 円安価となり約 5 万円の節減効

果があった。

- 北海道管区行政評価局等 63 官署において、他官署と延べ 264 品目を共同調達として実施した（前年度と比較し 2 他省庁の官署を追加。）。
- 複合機、プリンターを再編成し、全体配備台数を減らすとともに、地方支分部局を含めた省全体で一括調達を実施し、調達事務の効率化を図った（配備台数は、最適化前の 1,340 台から 865 台に減少した）。

#### 【法務省】

- 共同調達の実施により、例えば、以下の削減効果が得られた。
  - ①【事務用消耗品】
    - 蛍光ペン（黄）1 本当たり 3 円（6.5%）削減
  - ②【速記録作成等業務】
    - 1 時間当たり 300 円（2.0%）削減
  - ③【自動車運行管理業務】
    - 基本運行管理料 1 台当たり 10,744 円（5.9%）削減
  - ④【自動車燃料（ガソリン及び軽油）】
    - ハイオク 1 L 当たり 9 円（5.6%）削減
    - レギュラー 1 L 当たり 9 円（5.9%）削減
    - 軽油 1 L 当たり 9 円（9.0%）削減
- 会計機関が設置されている地方支分部局等 323 官署のうち、299 官署において、他官署との共同調達を実施した。これにより、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。
- 業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。本省においては 33 種類（前年度同時期比 12 種類増）のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー 1 本当たり平均 2 万 2,022 円（86.0%）削減された。

#### 【外務省】

- 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料が削減された（平成 26 年度比で約 7%、約 200 万円）。
- 平成 27 年度から、自動車揮発油等の共同調達を新規に実施した。

#### 【財務省】

- 本省庁では「ガソリン等」を、地方支分部局では「電子チェックライタ用インクリボン」、「電子ホチキス針」及び「インク」等を、新たに共同調達の対象とした。
- 新たに今年度から「トナーカートリッジ」及び「機械警備業務委託」等の 24 件について一括調達等を実施したことにより、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 669 万円のコスト削減を図ることができた。

#### 【文部科学省】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同調達について、当初から計画していた 15 類型のうち、共同調達が可能であった 11 類型を対象に、金融庁及び会計検査院との共同調達を実施し、共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約 680 万円（7.0%）の削減効果があった。</li> <li>○ 競り下げについて、当初から計画していた 9 類型・30 件のうち、競り下げ可能であった 4 類型・3 件（うち、1 件は競り下げ不成立）の調達を実施し、開始価格 254 万 4,000 円（合計）から最終価格が 248 万 7,000 円（合計）となり、5 万 7,000 円（2.2%）の削減効果があった。</li> <li>○ コピー用紙の削減に努め、前年度と比較して 49 万 6,000 円の削減効果があった。また、加除式図書の継続中止により、前年度と比較して 78 万 8,000 円の削減効果があった。</li> </ul>
<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本府省間での共同調達に関する取組として、前年度同様、8 品目を対象とした。</li> <li>○ 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、都道府県労働局が一括調達を実施し、地方支分部局における調達事務の軽減につながる効果を得た。</li> </ul>
<p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同調達の実施により、総額については、各年度の予定数量や単価が異なるため単純比較が難しいが、共同調達対象品目の総額で見ると、約 1.2 万円の削減となっている。</li> <li>○ 本府省間での共同調達に関する取組として、昨年度の 9 品目に加えて、新たにガソリンを対象品目に追加した。</li> <li>○ 地方支分部局等での共同調達に関する取組としては、農政局等が調達幹事となり、離島や新設事業所など共同調達の実施が困難な 4 機関を除く 284 機関において地方ブロック単位又は県単位で実施し、複数の支出負担行為担当官の契約案件を集約することにより、契約事務手続が簡素化される効果が生じた。</li> </ul>
<p><b>【経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品、紙類（コピー用紙除く）、OA 機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレトーパー、災害備蓄用品、クリーニングについて、外務省、財務省（一部除く）、農林水産省と共同調達を引き続き実施。なお、平成 27 年度からは、公用車向けガソリン、宅配便についても共同調達グループに参加した。その結果、以下の削減効果があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事務用消耗品（共同調達実施前の平成 20 年度と比較） 契約単価（平均）▲35.3%、契約金額（当省）▲990 万円</li> <li>②紙類（過去 3 カ年平均比） 契約単価（平均）▲3.8%、契約金額（当省）▲0.9 万円</li> <li>③OA 機器用消耗品（過去 3 カ年平均比） 契約単価（平均）▲4.9%、契約金額（当省）▲0.7 万円</li> <li>④清掃用品（過去 3 カ年平均比） 契約単価（平均）▲2.1%、契約金額（当省）▲3.1 万円</li> </ul> </li> </ul>

<p>⑤蛍光灯（過去対3カ年平均比）  契約単価▲7.0%、契約金額（当省）▲5.6万円</p> <p>⑥災害用備蓄用品（共同調達実施前の平成22年度と比較）  契約単価（平均）▲6.8%、契約金額（当省）▲87万円</p> <p>⑦公用車向けガソリン（共同調達実施前の平成26年度と比較）  契約単価▲0.47%（レギュラー）、▲0.13%（ハイオク）、契約金額（当省）▲1.9万円（レギュラー）、▲0.4万円（ハイオク）</p> <p>⑧宅配便（共同調達実施前の平成26年度と比較）  契約単価（平均）▲32.7%、契約金額（当省）▲232万円</p> <p>○平成27年度も引き続き、すべての地方支分部局において共同調達を実施している。地方局における共同調達品目の総数（延べ）は41品目、地方局における共同調達相手方官署の総数（延べ）は61官署。平成27年度は、近畿経済産業局において、相手方官署を増加した。</p>
<p><b>【国土交通省】</b></p> <p>○新たに2品目（ガソリン、配送）を共同調達の対象とした。また、九州地方整備局管内の近隣省庁とコピー用紙の購入について共同調達の拡大を行った。</p> <p>○プリンター等の出力機器等を集約化するMPS（マネージド・プリント・サービス）業務について、平成26年度と比較して1部局（国土技術政策総合研究所）増加し、9部局で導入済みとなっている。</p>
<p><b>【環境省】</b></p> <p>○共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、事務用消耗品の購入については平成26年度205品目であった対象品目を、平成27年度上半期においては使用する見込みのない2品目を除く203品目とした。また、新たにコピー用紙の購入を共同調達で行い、予定購入数量を実際に購入した場合、約398万円の削減効果が得られた。</p> <p>○役務については、平成27年度は、平成26年度に引き続き、4件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を行った。</p>
<p><b>【防衛省】</b></p> <p>○共同調達、一括調達の実施により、以下の削減効果があった。</p> <p>①陸上自衛隊北海道補給処  新たに北部方面隊分のインクカートリッジ類の一括調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲43円／個（▲約0.7%）の単価で契約した。</p> <p>②陸上自衛隊関西補給処  新たに中部方面隊分のインクカートリッジ類及びコピー用紙の一括調達を実施したところ、インクカートリッジ類については、対前年度平均契約単価で▲792円／個（▲約8.7%）の単価で契約し、コピー用紙については、対前年度平均契約単価で▲44円／箱（▲約3.4%）の単価で契約した。</p> <p>③中国四国防衛局</p>

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲115 円／箱（▲約 7.7%）の単価で契約した。

④九州防衛局

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲477 円／箱（▲約 26.6%）の単価で契約した。

○ 艦船需品（毛布）についても、他省庁との共同調達を実施した。

#### 4. その他

<p><b>【内閣官房等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 引き続き、「調達に関する事項の情報共有簿」により、予定価格の積算方法や開札状況等について契約事務担当者間で情報を共有するとともに、調達部局の事務軽減及び調達内容の品質確保等に資するため、仕様書模範例等を掲示板に掲載した。</li><li>○ 学会参加費等カード決済導入に向けて、カード会社との契約手続を実施した。</li><li>○ 適正な在庫管理により、部局間だけでなく組織間においても物品を共有できるよう管理換えを実施（組織間において平成 27 年度上半期において 24 回）し、購入物品を縮減した。</li></ul>
<p><b>【宮内庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 内部監査報告を庁内イントラネットに掲載し、担当者へ周知した（京都事務所においても本庁と合わせて取組を実施）。</li></ul>
<p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 新規の調達手続の担当者に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。</li><li>○ 内閣官房等の価格交渉の事例について、その内容を研究し、公正取引委員会における調達改善の参考とした。</li></ul>
<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本庁調達では 20 件（約 21 億円）、地方調達では 12 所属 19 件（約 30 億円）について総合評価方式による一般競争入札を実施した。</li><li>○ 警察庁独自の研修のほか、他省庁主催の研修にも積極的に職員を参加させた。</li></ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO 補佐官）による審査を実施した。</li><li>○ 全ての情報システム調達について、各局総務課長等が、過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等の検証を実施した。</li><li>○ 全ての情報システムの運用・保守業務における工数積算の精査や契約形態について、外部有識者（CIO 補佐官）の審査を実施した。</li><li>○ IT 基礎知識研修を実施し、IT 関連業務における専門用語を含めたシステムの基礎知識の習得に寄与した。</li><li>○ 平成 28 年度の情報システムに係る概算要求において、国庫債務負担行為として 14 件を要求した。</li></ul>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 内閣府にて実施される会計実務研修に参加した。その結果、参加職員のスキルアップ</li></ul>



が図られるとともに、講義内容及び資料の共有を行った。また、庁内においても、勉強会の開催を検討中。

#### 【復興庁】

- 内閣府主催の会計実務研修に参加するなど職員のスキルアップに努めた。

#### 【総務省】

- 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 SDR 以上、平成 27 年度上半期 52 件）については CIO 補佐官との相談結果が添付され、徹底されている。
- 研究開発に係る委託について、見積りの適正性や証拠書類の精査等のチェックの徹底に加え、契約金額の大きな案件（平成 27 年度上半期 181 件）では監査法人による精算金額のチェックを実施している。
- 契約の内容に応じ、適正な契約時期、契約期間となるよう見直すことで、複数年度契約による調達コスト低減が期待できる案件を洗い出し、国庫債務負担行為の活用の事務連絡を行い、平成 28 年度概算要求にて 29 件を要求した。
- 平成 27 年度上半期において、13 件のクレジットカード決済による海外出張経費の精算を実施することとした。

#### 【法務省】

- 本省における情報システム案件について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 28 件締結した。CIO 補佐官の助言を受けて仕様の見直しなどを実施した。
- 地方支分部局等では、庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 10 件締結した。調達の仕様が同等であるなど、国庫債務負担行為活用前との費用比較が可能な 5 件では、年間計 94 万 8,000 円の調達費用が削減された。
- 平成 27 年度上半期に内部監査を実施した地方支分部局等 41 官署において、調達改善計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査した。また、監査対象庁の職員に対し、取組事項等の周知を行った。

#### 【外務省】

- 業務発生の都度契約していた「海外出張者用 Wi-Fi ルータの借り上げ」について、契約案件単位から局課単位とすることで業務効率化を実施した。
- 平成 27 年度上半期において、事務機器借入等 13 件について国庫債務負担行為を活用した。

#### 【財務省】

- 情報システム関係の 12 件の調達案件について、調達仕様書と参考見積書との整合性の確認及び値引率などの視点から参考見積書の精査を行い、妥当性の評価を行った。
- 12 件の調達案件について、参考見積書及び各種情報システムに係る団体が発行した調査報告書等による SE 等単価等に基づき予定価格の妥当性の評価を行った。
- 新たに地方支分部局 2 部局においてクレジットカード決済を導入し、導入部局は 8 部局

となるとともに、3部局においてクレジットカードの複数年利用を図ったことにより、事務量を縮減することができた。

- 本省庁及び各部局の実情に応じて、会計課新人研修や、各ブロックの近隣官署共同による会計事務研修を行った。

#### 【文部科学省】

- インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達の実施に向けて、対象となる物品の検討、調達手続方針の策定の検討を行った。
- 委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続（所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等）についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図ることとした。
- 情報システムの調達において、CIO 補佐官から仕様等の助言を得る等、民間のノウハウ・知見を活用した。
- 全体の調達額の約6割を占める教育、研究開発等の委託契約について、外部有識者で構成する審査委員会が、一般競争入札案件（総合評価）27件、随意契約案件（企画競争）59件を審査したことにより、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。
- 施設等機関の電子計算機等借料の調達契約について、国庫債務負担行為による複数年契約を締結した。また、平成28年度概算要求で本省の電子計算機等借料について、国庫債務負担行為として要求した。

#### 【厚生労働省】

- 国庫債務負担行為を活用する取組として、公共調達委員会で審議された3件について、国庫債務負担行為を活用した契約が行われた。
- 入札談合等の未然防止を図る観点から、全国の会計事務職員を対象とした研修に向け、公正取引委員会の講師を招聘するための手続等の準備を行った。
- 職員の調達スキル向上の取組として、28地方施設等機関等の調達担当職員に対して調達に係る個別指導を行うための専門職員2名を配置し、343件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性などについて指導を行った。

#### 【農林水産省】

- 情報システムの調達に関する取組としては、10万SDR未満の案件も含めて、CIO 補佐官の助言又は確認を受けたのは38件あり、助言を受けた35件で仕様書の見直しを実施した。
- 総合評価落札方式を活用する取組として、コンピューター製品、施設工事、調査、研究開発、広報業務等の省全体での調達案件1,610件（コンピューター製品20件、公共工事1,378件、調査業務157件、研究開発24件、広報業務31件）を総合評価落札方式で実施した。また、本省における調査、研究開発、広報業務の新規発注案件（154件）については、入札・契約手続審査委員会にて仕様書の内容を確認するなど事前審査を実施した。

- 国庫債務負担行為を活用する取組として、主に複合機やパソコンなどの賃貸借契約に当たり、平成 27 年度上半期に省全体で 157 件（契約金額約 504 億円）の国庫債務負担行為を活用した。
- 水道料金については、平成 25 年 1 月からクレジットカード決済方式を導入しており、平成 27 年度も引き続き実施している。
- ETC カード（年会費、カード発行手数料（無料））の有効活用により、平成 23 年度比で 2 万 8,350 円の経費削減が図られた。

#### 【経済産業省】

- 情報システム関係について、予定価格が 80 万 SDR 以上となる 7 件の調達案件について、民間の調達支援業者を活用して適正な仕様を作成するとともに、CIO 補佐官から仕様など調達に関して助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させている。
- 平成 25 年 2 月に運用を開始した基盤情報システムの導入により、従来のシステムと比べ、年間約 1 億 5,000 万円の調達経費が削減された。
- 旅費業務のアウトソーシングにより年間約 1,400 万円の削減効果があった。
- 地方支分部局との会合について、テレビ会議等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図った（節減効果は 1,800 万円）。
- 予算執行職員等への研修を実施した（補助金・委託費・一者応札問題等に係る研修を実施するとともに、e-ラーニングに演習問題を掲載するなどコンテンツを充実）。
- 仕様書等を格納した予算執行 DB の拡充、職員向けメールマガジンの配信を行った。
- ペーパーレスを徹底することにより、コピー用紙使用量を平成 23 年度比で 37.9%削減した。

#### 【国土交通省】

- 公共工事の総合評価落札方式に関する取組として、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと、技術提案を評価するタイプに二極化するなどの総合評価落札方式の改善策を、全地方整備局等で本格運用を実施。競争参加者・発注者の双方において、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認した。
- 会計事務基礎研修において、「調達改善計画」のカリキュラムを設けて実施した。
- プリンター、コピー機等の出力機器の集約化等について、導入前後における出力機器等の契約金額を比較して、4.3 億円のコスト縮減を図ることができた。

#### 【環境省】

- 総合評価落札方式や企画競争方式においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないような配点の設定とすること、新規の事業者でも積極的に競争参加できるように提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目ごとにページ数を指定等することに努めた。

### 【防衛省】

- 特定の装備品等に係る国庫債務負担行為の年限を 10 箇年度以内に延長する特別措置法（平成 27 年 4 月 30 日施行）に基づき、固定翼哨戒機（P-1）20 機の 7 箇年度にわたる長期契約の締結手続を進めることとした。
- 総合評価落札方式について、規則に則した事務手続（例えば、性能等の評価基準に基づき、評価の得点付与及び得点の付与に関する書類を作成）を行い、経済性の観点から過剰な品質要求になっていないか、価格と品質等の得点配分は適切かといった評価を実施した。
- 企画競争について、規則に則した事務手続（例えば、応募者から提出された企画書等をあらかじめ作成した審査基準に基づき審査し、採点）を実施した。さらに、契約締結に際しては見積書を徴取して、見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行った。

## 財政健全化及び地域連携のための新たな「枠組み」づくりに向けた取組み

### 概要

○ 北陸財務局では、行政コストの削減や地域企業の利便性向上を図る観点から、内閣官房行政改革推進本部事務局、各府省、商工会議所、中小企業団体中央会等との連携や、「官公需確保対策地方推進協議会」(平成27年9月3日実施)への参画などを通じて、国の財政健全化や地域連携に資する取組みを実施しているところ。



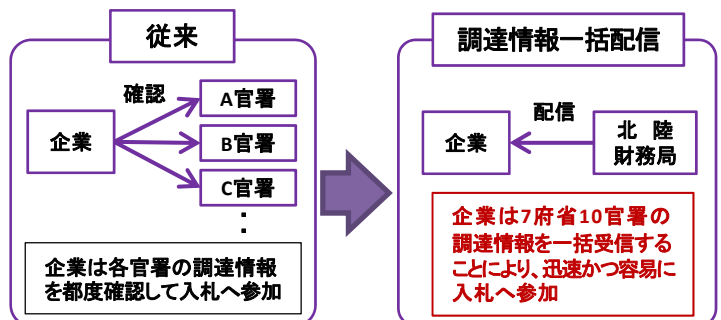
北陸地区の9府省23官署が参加した共同調査推進連絡会の様子

○ 平成28年度調査に向けては、①企業に対する調査情報一括配信、②府省の枠を超えた共同調査、③全国の財務局との一括調査を当局の調査機能強化3本の矢として推進するという新たな「枠組み」づくりに取り組み、国の財政健全化や地域連携に一層寄与したいと考えています。

### 具体的施策

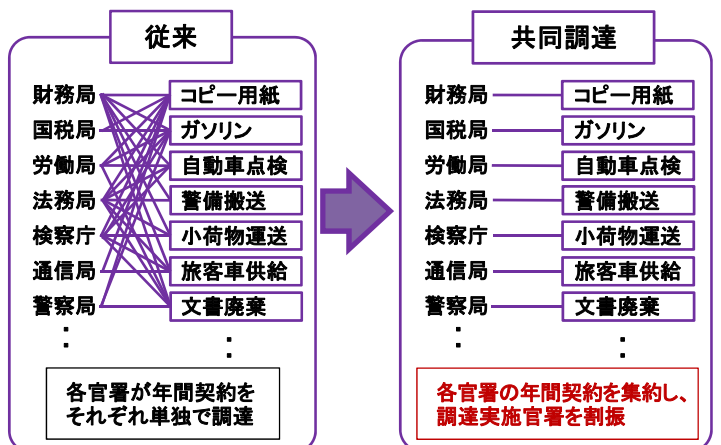
#### ① 企業に対する調査情報一括配信

企業における調査情報収集の迅速化及び入札参加機会の損失防止のため、7府省10官署の調査情報をメールにて一括配信します。



#### ② 府省の枠を超えた共同調査

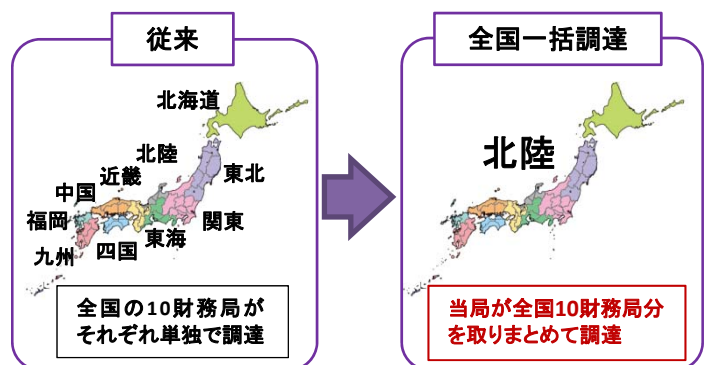
北陸地区における国の官署がそれぞれ実施してきた年間契約15件について、9府省24官署分を集約するとともに、調査実施官署を5府省10官署に割り振ることにより、コスト削減及び業務の効率化等を図ります。



#### ③ 全国の財務局との一括調査

全国の財務局がそれぞれ実施してきた「プリンター購入」について、当局が全国10局分を取りまとめて調査することで、スケールメリットを確保し、北陸地区における業者の受注機会を拡大します。

一括調査の実施により、従来の当局分のみと比べて調査数量として約50倍、コスト削減額として数百万円が見込まれます。



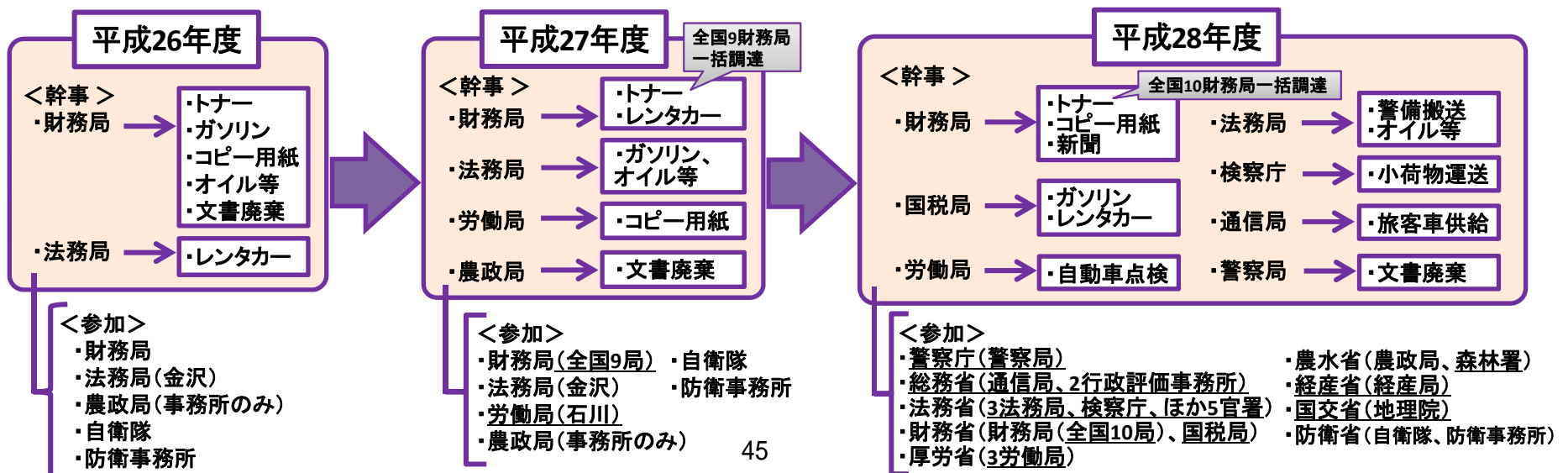
# 平成28年度契約に向けた共同調達の取組みについて

## 平成27年度契約までの経緯

- 行政コストの削減及び効率化を図る観点から、平成24年度に北陸財務局が本格的に共同調達の検討を開始し、金沢新神田合同庁舎に入居する5府省7官署間において積極的に検討を行い、**平成26年度契約では4省5官署が参加して6件の共同調達の実現。**
  - 平成27年度契約に向けては、①調達数量の更なる増大(注1)によりスケールメリットを確保し調達コスト削減を行うこと、②幹事官署の偏り解消等(注3)により業務効率化を図ることに主眼を置き、**平成27年度契約では5省6官署が参加して5件(注3)の共同調達の実現。**
- (注1) 合同庁舎入居官署の上部組織(石川労働局及び北陸農政局)との協議を新たに開始したほか、全国9財務局分を北陸財務局が一括調達しスケールメリットを追求。  
 (注2) 平成26年度契約では特定官署に業務が集中(幹事2官署)していたが、平成27年度契約では幹事が4官署に割り振られ府省の枠を越えた業務効率化を実現。  
 (注3) 平成26年度契約6件を27年度契約では5件に集約したことにより件数▲1件となったもの。

## 平成28年度共同調達方針

- 平成28年度契約に向けて共同調達をより一層効果的なものとするため、北陸3県(富山県、石川県、福井県)に所在する**9省18官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局等)**との協議を新たに実施。
  - **共同調達の契約件数を15件に、参加官署を9省24官署にそれぞれ増大させることにより参加官署が更なるスケールメリットを享受可能な環境を整備しながら、幹事官署を5省10官署(注4)に割り振ることで国全体での業務効率化を図る方針。**
- (注4) 既存の幹事3官署(北陸財務局、金沢地方財務局、石川労働局)に加え、新たに7官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局、中部管区警察局石川県情報通信部、富山地方財務局、富山労働局、福井労働局)が幹事を務めることとなっている。



各府省庁における取組の効果  
(削減額による評価の一覧)

【内閣官房等】

- 平成 27 年度上半期において、149 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 74 件について 29 億 9,276 万円の削減効果があり（当初提示額の 10.4%）、一方、地方支分部局では、4 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 2 件について 131 万円の削減効果があった（当初提示額の 11.1%）。
- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、慎重に検討し、当該案件の受注意思の有無の確認（公募）をした上での随意契約とし、仕様のすり合わせや価格交渉を実施することとしている。平成 27 年度上半期では、国際交流事業支援業務（2 件）及びスクリーニング・除染拠点における傷病者対応業務について公募を実施した。国際交流事業支援業務（2 件）については、随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 354 万円の削減効果があった。地方支分部局では、平成 27 年度長期掛金分割に伴う人事給与システム等の改修業務について公募を実施して随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 40 万円の削減効果があった（当初提示額の 12.5%減）。

【宮内庁】

- 平成 27 年度上半期において、これまで競争性のない随意契約を行っていた案件のうち 2 件を競争性のある契約に変更し、前年度比約 12 万円の削減を図った。
- 共同調達により、「電球・蛍光灯他の購入、荷物等の配送業務」等は共同調達実施前に比して約 36 万円相当（14%）の削減を図った。

【公正取引委員会】

- 印刷製本の請負については、毎年一定の調達（競争入札の方法によるものを含む。）があるところ、過去に見積り合わせに参加しなかった者からも見積書を聴取することにした。その結果、調達金額については、平成 26 年度の同種案件と比較したところ、仕様が異なるためあくまで参考計数であるが、約 15 万円の削減効果が認められた。
- 情報提供サービスについては、価格交渉の結果、基本料金の増額なしで ID 数の追加付与を受けたことから、約 70 万円の削減効果が認められた。
- 海外競争政策情報提供サービスについては、平成 27 年 2 月開催の随意契約審査委員会における審査結果を踏まえた当該交渉の結果、当初見積価格 50,000 ドルから最終見積価格は 33,500 ドルまで引き下げられたことから、181 万 5,000 円の削減効果が認められた。
- 北海道事務所において、今年度から自動車燃料給油業務等について、公正取引委員会が主幹事となり、札幌高等検察庁等と 4 官署の共同調達を開始したところ。その

結果、調達単価（レギュラー1リットル）は、市場価格の変化等もあって必ずしも単純比較ではその効果を計測できないが、前年度比で平均17円低減し、調達額全体では2,529円の削減効果が認められた。

- 九州事務所において、今年度から事務用品の購入について、九州地方整備局（出先機関を含む。）と3官署の共同調達を開始したところ。その結果、調達単価（10冊入り）は、前年度比で80円低減し、調達額全体では800円の削減効果が認められた。

#### 【警察庁】

- 従来、随意契約を行っていた一部の装備品について、新規事業者へ声掛けを実施することにより新規業者の応札可能となり応札者が2者に増加した。その結果、実績単価で算出した金額と比較して、約540万円（削減率24.9%）の契約額が削減できた。
- 平成27年度上半期の随意契約案件のうち17案件で価格交渉を実施した。その結果、業者が当初提示した見積額と比較して約9,400万円の調達経費を削減した。
- DNA試薬について、平成27年度においては中部管区警察局及び九州管区警察局で共同調達を実施し、同管区内の昨年度の契約額と比較すると、中部管区警察局では1,740万4,000円（削減率7.4%）、九州管区警察局では729万5,940円（削減率2.8%）の削減が図られた。

#### 【金融庁】

- 3件のオープンカウンター方式による見積り合わせを実施したところ、約3万9,000円の削減効果があった。

#### 【消費者庁】

- 内閣府、内閣官房、内閣法制局、宮内庁及び復興庁と10件の共同調達を実施した結果（前年度より1件増加）、以下の削減が図られた。

#### 【事務用消耗品】

平成27年度上半期 149万3,000円  
平成26年度上半期 197万4,000円  
約48万1,000円の削減（発注数の減による）

#### 【コピー用紙】

平成27年度上半期 約217万8,000円  
平成26年度上半期 約269万3,000円  
約51万5,000円の削減（発注数の減による）

#### 【速記業務】

平成27年度4～8月 約99万円  
平成26年度4～8月 約290万6,000円



約 191 万 6,000 円の削減（発注数の減による）

**【健康診断業務】**

平成 27 年度上半期 約 130 万 7,000 円

平成 26 年度上半期 約 145 万 7,000 円

約 15 万円の削減（受診者数の減による）

**【飲料水】**

平成 27 年度上半期 約 3,000 円

平成 26 年度上半期 約 9.6 万円

約 9.3 万円の削減（単価の減による）

**【復興庁】**

（削減額による評価の記載なし）

**【総務省】**

- 北海道総合通信局含む 2 官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、HP 掲載によるオープンカウンター方式を実施しており、調達金額の低廉化が図られた（予定価格と契約金額との総差額 134 万 4,000 円）。
- 平成 26 年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った。その結果、例えば、「直管蛍光灯」のうち一部の型番については 20 円安価となり約 13 万円の節減効果が、「自動車座席カバー」については 50 円安価となり約 5 万円の節減効果があった。

**【法務省】**

- 地方支分部局等では、競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、仕様の見直し等により計 16 件の調達を競争性のある調達方式へ移行し、移行前との費用比較が可能な 3 件では、計 61 万 6,000 円の調達費用が削減された。
- 地方支分部局等では、少額調達案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせの実施により、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な 18 件では、計 127 万 4,000 円の調達費用が削減された。
- 公告期間の十分な確保等の取組により、本省では、計 10 件について一者応札が解消され、一者応札解消前との費用比較が可能な 4 件では、計 265 万 4,000 円の調達費用が削減された。また、地方支分部局等では、計 82 件の一者応札が解消され、一者応札解消前との費用比較が可能な 31 件では、計 1,322 万 5,000 円の調達費用が削減された。
- 共同調達の実施により、例えば、以下の削減効果が得られた。
  - ① **【事務用消耗品】**  
蛍光ペン（黄）1 本当たり 3 円（6.5%）削減
  - ② **【速記録作成等業務】**

1時間当たり300円(2.0%)削減

③【自動車運行管理業務】

基本運行管理料1台当たり10,744円(5.9%)削減

④【自動車燃料(ガソリン及び軽油)】

ハイオク1L当たり9円(5.6%)削減

レギュラー1L当たり9円(5.9%)削減

軽油1L当たり9円(9.0%)削減

- リサイクルトナーを活用することにより、その活用前との費用比較が可能なものでは、トナー1本当たり平均2万2,022円(86.0%)削減された。
- 地方支分部局等では、庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計10件締結した。調達の仕様が同等であるなど、国庫債務負担行為活用前との費用比較が可能な5件では、年間計94万8,000円の調達費用が削減された。

【外務省】

- 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料が削減された(平成26年度比で約7%、約200万円)。

【財務省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に限定列挙された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約の確保が図られた。その結果、地方支分部局では、他者の参入が見込まれる9件について、より競争性の高い一般競争入札等へ移行したところ、平成26年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約60万円のコスト削減を図ることができた。
- 少額随契案件であっても一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施することにより、平成26年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で、本省庁では約73万円、地方支分部局では約419万円のコスト削減が図られた。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を主に対象として、インターネットを活用した調達を実施した。その結果、業者から提出を受けた最低の見積価格から、本省においては約9万円(12案件)、地方支分部局においては約4,000円(5案件)のコスト削減を図ることができた。
- 一者応札について、公告期間の十分な確保、同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて相互に入札情報をリンクさせることによる情報提供の場の確保、業務等準備期間の十分な確保、業者等からの聴き取り結果を活用し、仕様書の見直し等を行うことにより、本省庁では25件、地方支分部局では93件が複数者応札となった。その結果、平成26年度の契約金額との比較可能な案件のみの単

<p>純集計で、本省庁では約 219 万円、地方支分部局では約 277 万円のコスト削減を図ることができた。</p> <p>○ 新たに今年度から「トナーカートリッジ」及び「機械警備業務委託」等の 24 件について一括調達等を実施したことにより、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 669 万円のコスト削減を図ることができた。</p>
<p><b>【文部科学省】</b></p> <p>○ 共同調達について、共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約 680 万円（7.0%）の削減効果があった。</p> <p>○ 競り下げでは、開始価格 254 万 4,000 円（合計）から最終価格が 248 万 7,000 円（合計）となり、5 万 7,000 円（2.2%）の削減効果があった。</p> <p>○ コピー用紙の削減に努め、前年度と比較して 49 万 6,000 円の削減効果があった。また、加除式図書の継続中止により、前年度と比較して 78 万 8,000 円の削減効果があった。</p>
<p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>○ 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 185 件、本省以外の部局分 90 件）に対して指摘（本省分 131 件、本省以外の部局分 3 件）をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態に移行したものが 26 件（本省分 19 件、本省以外の部局分 7 件）、4 億 4,200 万円（本省分 1 億 8,600 万円、本省以外の部局分 2 億 5,600 万円）の削減効果が生じた。</p> <p>○ 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 185 件、本省以外の部局分 90 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 30 件（本省分 22 件、本省以外の部局分 8 件）解消した（本省分削減効果 4 億 4,700 万円、本省以外の部局分削減効果 1,500 万円）。</p>
<p><b>【農林水産省】</b></p> <p>○ 共同調達の実施により、総額については、各年度の予定数量や単価が異なるため単純比較が難しいが、共同調達対象品目の総額で見ると、約 1.2 万円の削減となっている。</p> <p>○ ETC カード（年会費、カード発行手数料（無料））の有効活用により、平成 23 年度比で 2 万 8,350 円の経費削減が図られた。</p>
<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>○ 平成 27 年度上半期に実施したインターネット取引に係る調達 11 件について、参考見積の価格（従来方式）と比べて平均で 28%安く調達した。</p> <p>○ 前年度一者応札であったが今年度複数者応札に改善された 56 件の落札価格は、前年度比で 6,000 万円削減された。</p>

- 公募（入札可能性調査）を実施した結果として特定の者と締結された随意契約については、平成 27 年度事業から調達価格の妥当性評価を実施しており、その結果 800 万円削減した事業がある。
- 共同調達により、以下の削減効果があった。
  - ①事務用消耗品（共同調達実施前の平成 20 年度と比較）  
契約単価（平均）▲35.3%、契約金額（当省）▲990 万円
  - ②紙類（過去 3 カ年平均比）  
契約単価（平均）▲3.8%、契約金額（当省）▲0.9 万円
  - ③OA 機器用消耗品（過去 3 カ年平均比）  
契約単価（平均）▲4.9%、契約金額（当省）▲0.7 万円
  - ④清掃用品（過去 3 カ年平均比）  
契約単価（平均）▲2.1%、契約金額（当省）▲3.1 万円
  - ⑤蛍光灯（過去対 3 カ年平均比）  
契約単価▲7.0%、契約金額（当省）▲5.6 万円
  - ⑥災害用備蓄用品（共同調達実施前の平成 22 年度と比較）  
契約単価（平均）▲6.8%、契約金額（当省）▲87 万円
  - ⑦公用車向けガソリン（共同調達実施前の平成 26 年度と比較）  
契約単価▲0.47%（レギュラー）、▲0.13%（ハイオク）、契約金額（当省）▲1.9 万円（レギュラー）、▲0.4 万円（ハイオク）
  - ⑧宅配便（共同調達実施前の平成 26 年度と比較）  
契約単価（平均）▲32.7%、契約金額（当省）▲232 万円
- 平成 25 年 2 月に運用を開始した基盤情報システムの導入により、従来のシステムと比べ、年間約 1 億 5,000 万円の調達経費が削減された。
- 旅費業務のアウトソーシングにより年間約 1,400 万円の削減効果があった。
- 地方支分部局との会合について、テレビ会議等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図った（節減効果は 1,800 万円）。

#### 【国土交通省】

- プリンタ、コピー機等の出力機器の集約化等について、導入前後における出力機器等の契約金額を比較して、4.3 億円のコスト縮減を図ることができた。

#### 【環境省】

- 少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した結果、随意契約を行う予定であった 1 件について、契約委員会での審査により一般競争（総合評価落札方式）に移行させた。また、地方環境事務所においても、約 1,356 万円の削減が図られた。
- 少額随意契約を行っていた 3 件について、一般競争入札に移行した結果、契約金額ベースで約 110 万円の削減効果が得られた。
- 本省では、平成 26 年度に一者応札であった案件で、平成 27 年度に複数者が入札に

参加した案件が24件あり、これにより約9,146万円の削減効果が得られた。釧路自然環境事務所では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が2件あり、より適切性の確保が図られた。また、これにより約520万円の削減効果が得られた。

- 新たにコピー用紙の購入を共同調達で行い、予定購入数量を実際に購入した場合、約398万円の削減効果が得られた。

#### 【防衛省】

- 従前まで企画競争を行っていた調達案件9件について、新たに一般競争入札へ契約方式を移行した結果、昨年度とほぼ同仕様であったもので比較すれば、対前年度実績価格に対し、約200万円（約▲15.5%）契約額が下がった。
- 陸上自衛隊北海道補給処においては、応札者数の少ない「給食部外委託及び食器洗浄役務委託の契約」について、一者応札となった原因を把握し、委託内容ごとに調達を分割して実施したところ、応札者数が1者から3者に増加し、対前年度約200万円（▲約8.6%）低い価格で契約することができた。
- 共同調達、一括調達により、以下の削減効果があった。

##### ①陸上自衛隊北海道補給処

新たに北部方面隊分のインクカートリッジ類の一括調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲43円/個（▲約0.7%）の単価で契約した。

##### ②陸上自衛隊関西補給処

新たに中部方面隊分のインクカートリッジ類及びコピー用紙の一括調達を実施したところ、インクカートリッジ類については、対前年度平均契約単価で▲792円/個（▲約8.7%）の単価で契約し、コピー用紙については、対前年度平均契約単価で▲44円/箱（▲約3.4%）の単価で契約した。

##### ③中国四国防衛局

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲115円/箱（▲約7.7%）の単価で契約した。

##### ④九州防衛局

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲477円/箱（▲約26.6%）の単価で契約した。

注) 上記の「削減額による評価」は、今期の自己点検に際して、行政改革推進本部事務局から各府省庁に対して、「調達改善の効果を削減額・削減率、改善件数等により定量的に記載」し、「(下記事例を参考に、)削減効果をできる限り金額ベースで示す」ことを要請したことを踏まえ、各府省庁が個別に検討して算出したもの。一律の手法を適用するものではなく、総計や単純比較にはなじまない。

## 平成 27 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果（案）における歳出改革ワーキンググループ委員からの主な御意見

開催日時：平成 28 年 1 月 27 日（水）13:00～15:00

開催場所：霞が関ビルディング 29 階会議室 2

委員：秋池玲子委員、有川博委員、石堂正信委員、野本満雄委員

「平成 27 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果」を取りまとめるに当たり、歳出改革ワーキンググループ委員に参画いただき、点検作業を実施した。点検作業において各委員から頂いた主な御意見は次のようなものであり、取りまとめの上、報告書に適宜反映した。

### 1. 自己評価の実施状況について

- 調達改善の取組には目的と手段がある。各府省庁の自己評価を見ると、手段の面からの評価はなされているが、目的の面から照らしてどれだけ効果があったのかの評価は少ない。
- 調達改善の取組の目的を意識する必要がある。今回の点検結果は、公正性・透明性に関する記載が多いが、次回は経済性の観点から現状を振り返る機会になればよい。こうした中では、例えば、価格交渉のノウハウに関する記載や、契約価格だけでなくランニングコストも踏まえた調達の重要性に関する記載が増えればよい。
- 競争がどれだけできたのか、取組の結果、調達コストをどの程度削減できたのかの評価が重要である。このような経済性の追求は調達改善の目的の一つであるので、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という）においてはこの観点から取組が進められるようにしてほしい。
- 調達改善の取組の目的については、これまで経済性の確保に重点が置かれてきたが、現在では、経済性の確保だけでなく、企画競争や総合評価落札方式に係る取組に代表されるように、公正性・透明性の確保も重要になっている。

### 2. 調達改善の取組状況について

- 価格交渉については、公正性の確保の観点から、誰がどのような情報に基づき何をするのかなどに関するルールを整備し、各府省庁間で共有されるべきである。
- 点検結果では「価格交渉」という表現が使われているが、ここでいう価格交渉には、①相手方が提出してきた価格の裏付けをとること、②値引き交渉をすることの2つの意味がある。「価格交渉」という表現は、一般に②と取られ

がちである。まずは、①の徹底が重要であることを記載していただきたい。

- 一者応札の問題については、一般競争入札に関するものだけでなく、企画競争に関するものについても焦点を当てていくべきである。
- 随意契約や一者応札の割合については、契約件数に加え、契約金額の観点からも分析することが必要である。
- 新規事業者の参入障壁にならないように仕様を見直すことを明確にした点は評価できる。発注者側が意識をしていなくとも、仕様の記載ぶりによって新規参入を検討している事業者に対する参入障壁となることもあり得るので、発注内容を明確にすることなどを意識する必要がある。
- 共同調達については、現在、各府省庁が個別に実施した結果が記載されているが、国の調達額が8.3兆円であることからすると、グループ<sup>1</sup>ごとにいくら削減できたかを記載する方がインパクトはあるし、各府省庁担当者のモチベーション向上にもつながる。
- 研修については、価格の見極め方や調達手法などのノウハウを学べるものとするのが重要である。
- 職員のやる気につなげることを狙いとしている点で、事務局が優良事例を認定しているのは良い取組である。
- 国の調達に係る契約金額（参考1）の内訳をグラフで示していることを踏まえ、参考2と参考3についても円グラフで示すなどビジュアル化できないか。

### 3. その他

- 本会合においては、制度上可能な範囲での取組を取り上げてきたが、それには限界もあるのではないか。法令等の改正も含めた新たなルールを具申することも必要ではないか。

以上

---

<sup>1</sup> 汎用的な物品・役務の調達については、平成23年度以降、霞が関周辺に所在する全府省庁を地理的観点から6つのグループに区分し、グループ単位での府省横断的な調達が実施されているほか、同一府省庁に属する複数の機関が一括して調達する取組も実施されている（7頁参照）。